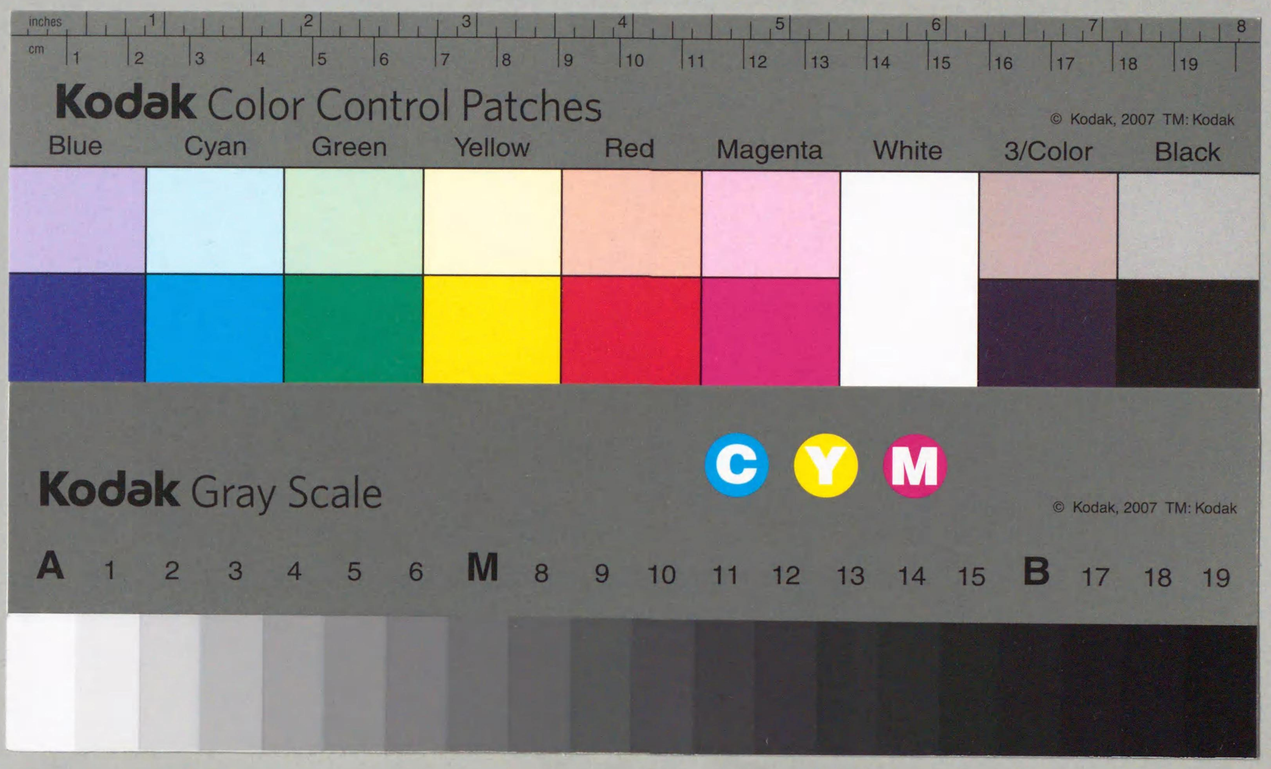

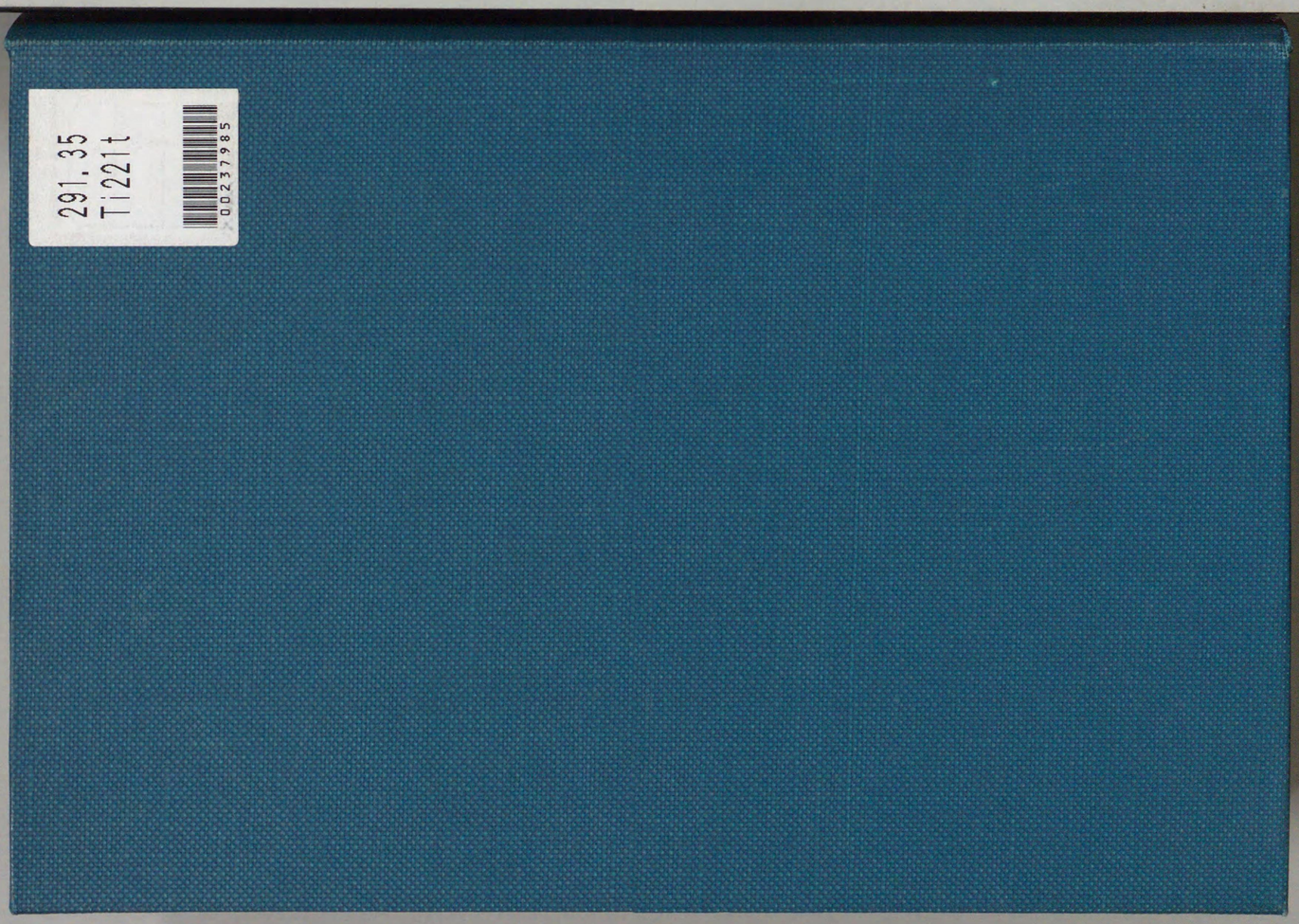
291.35
Ti221t
00237985

24 191

千葉縣誌

卷下

2G 191
291.35
T221t
Ⅲ

本稿 千葉縣誌 下卷

目次

第三編 沿革 …… 一頁

第一章 太古の住民 …… 一頁

第一節 總說 …… 一頁
遺跡の種類 遺物の種類 人種 …… 一頁
第二節 本縣に於ける遺跡遺物 …… 七頁
遺跡 土器の種類 遺物の發見地 貝塚と地形 遺跡遺物の分布表

第二章 上古 …… 一頁

卷下正誤表

頁	行	誤	正
七	二	小金井精良	小金井良精
四六	一〇	押田	押日
五三	一	野々木	野々下
六一	九	命ぜられり	命ぜられたり
九四	一	科に處ぜんと	科に處ぜん」と
一二八	一三	出羽の豪	出羽の豪族
一四八	挿畫	觀親寺尊海の碑	觀福寺尊海の碑
一五八	一二	佛背の銘	光背の銘
一六七	一一	藏原高藤	藤原高藤
一八一	六	安玉	安王
一八、一九	一四、一	埼西	騎西
二一〇	四	埼西城	騎西城
二三九	三	徇ふる	徇ふるや
二六九	七	堺、島、	堺島、
二八〇	六	七月	天明三年七月
三一三	三	知藩事	藩知事
三七五	一四	從一位下	從四位下
四〇八	八	建保元月	建保元年
四六三	挿畫	藤洲一橋の一	加藤洲十二橋の一
四六三	一	總川家康	德川家康

237985

291.35
T122t
Ⅲ

稿本千葉縣誌 下卷

目次

第三編 沿革
第一章 太古の住民
第一節 總說……一頁
遺跡の種類 遺物の種類 人種
第二節 本縣に於ける遺跡遺物……七
遺跡 土器の種類 遺物の發見地 貝塚と地形 遺跡遺物の分布表
第二章 上古

国立国会
267.-4
図書館

237985

目次

第一節　崇神天皇以前の房總……一三
　神代　王化始めて本縣の地に及ぶ
第二節　景行・成務の御代に於ける房總拓殖……二六
　武內宿禰の巡察　日本武尊の東征　景行天皇の巡狩　地方官の配置
第三節　國造……三一
　須惠國造　上海上國造　伊甚國造　武射國造　菊麻國造　阿波國造　下海上國造　印波國造　長狹國造　千葉國造
第四節　古墳……三九
　古墳・橫穴・彌生式土器　古墳の形狀　古墳橫穴の分布表
第三章　制度改新時代
第一節　總說……五七

大化の改新　地方制度
第二節　大寶令の地方制度……五九
　國司・郡司　中外の連絡　當時の兵制
第三節　房總の國司……六五
　安房國　上總國　下總國
第四章　奈良時代
第一節　總說……九一
　地名の用字　風土記　鄕・里・驛
第二節　地方政治の弊……九三
　國郡司の不正　問民苦使
第三節　兵制……九五
　防人　蝦夷の防備　鎭兵
第四節　產業……九八

絹織物　調庸布
第五節　國分寺竝に國分尼寺……一〇〇
國分寺の設置　房總の國分寺
第六節　災異雜事
第五章　平安時代
第一節　蝦夷征伐と房總……一〇七
蝦夷鎭定　房總に於ける俘囚　兵制
第二節　地方政治の頽廢……一一二
地方の弊政　年官年爵　住人
第三節　天慶の亂……一一五
將門の專橫　將門追捕　將門・經基の不和　將門始めて朝敵となる　將門誅に伏す　亂後の疲弊
第四節　長元の亂……一二四

忠常の叛　追討　亂後の源平二氏
第五節　前九年役・後三年役と房總……一二八
安倍賴時及び貞任の叛　清原氏の叛　源氏の盛衰　平氏の勢力
第六節　源氏の勃興と房總の武士……一三二
平氏の專權　平氏神人の怨を受く　賴政・賴朝の敗績　房總の形勢　賴朝房總三州竝に關東諸國を從ふ　兵馬の權賴朝に歸す
第七節　房總の神社佛閣……一三八
式內神社　大社　小社　一ノ宮
第八節　產業……一四一
安房國　上總國　下總國
第九節　災異雜事……一四三
第六章　鎌倉時代附吉野時代
第一節　源氏と房總との關係……一四九

房總の豪族舊領安堵　關東の分國　和田氏の滅亡
第二節　承久の役及び三浦泰村の亂……一五三
承久の役に於ける房總の諸士　三浦氏の滅亡
第三節　僧日蓮法華宗を唱ふ……一五五
日蓮伊豆に流さる　日蓮宗の弘通
第四節　蒙古の入寇と房總……一五七
蒙古軍の入寇　幕府の威權稍衰ふ　北條氏の滅亡
第五節　建武中興及び延元の亂……一六一
建武の中興　中先代の亂　尊氏の叛　南北朝　千葉氏の勤王
第七章　室町時代附安土桃山時代
第一節　關東管領と房總……一六五
房總の地關東管領の所轄となる　管領義詮及び基氏
第二節　上杉氏の亂……一六七
兩上杉氏の確執　持氏禪秀を殺す　上杉憲實　小栗滿重
第三節　永享の亂……一七三
義敎持氏の不和　持氏憲實の不和　義敎持氏を追討す　上杉憲實退隱す
第四節　結城合戰……一七八
結城氏朝遺孤を奉ず　結城氏滅亡
第五節　里見氏武田氏の勃興……一八一
房總の形勢　里見氏興る　武田信長　武田氏皇室御料地に據る
第六節　足利成氏關東管領となる……一八四
永壽王の成長　成氏舊臣を優待す　房總三國の將士成氏に從ふ
成氏憲忠を殺す　關東の紛亂　千葉氏成氏に背く　千葉氏分れて二家となる　成氏の威關東に振ふ
第七節　古河公方と堀越公方との爭……一九三
古河公方と堀越公方　成氏の敗北　成氏勢を復す　兩總宗家千

葉氏に歸す　古河公方兩上杉氏の鼎立
第八節　里見氏上總を略す……二〇一
里見氏嘯海城を取る　成義上總全國を平定す
第九節　關東の形勢……二〇四
山内の勢武相を風靡す　北條長尾二氏兩上杉氏の領土を蠶食す
古河公方の勢衰ふ　小弓御所　里見實堯等鎌倉を侵す　里見義
堯の威房總に振ふ
第十節　國府臺及び河越の戰……二一〇
足利義明の戰死　河越の戰　里見義堯椎津城を陷る
第十一節　里見氏と北條氏……二一四
北條氏の失敗　氏康古河公方を破る　氏康義氏を關東の主とな
す　北條里見二氏の海軍　上杉謙信藤氏を奉じて關東の公方と
なす　氏康また徐々に恢復を謀る
第十二節　後國府臺の戰竝に其の後の形勢……二二〇

後國府臺の戰　里見氏の勢威また振ふ　武田・里見・佐竹三氏の連
合　上杉謙信里見義弘と密約を結ぶ　北條上杉二氏互に公方の
擁立を競ふ　北條氏政古河公方を奉じて關東に號令す　北條里
見二氏の和議　和議また破る　房總の形勢
第十三節　豐臣秀吉の統一と房總諸侯……二三五
豐臣秀吉房總を徇ふ　古河公方の末路　千葉氏の滅亡　土岐・武
田・酒井諸氏の滅亡　秀吉の行賞
第十四節　災異……二四二

第八章　江戸時代

第一節　里見氏の末路……二四三
德川家康の入國　里見氏の滅亡
第二節　房總に於ける諸侯……二四五
江戸時代初期の諸侯　安房諸藩の變遷　上總諸藩の變遷　下總

諸藩の變遷　幕末の諸藩
第三節　關東代官及び房總の狩獵地……二四九
備前檢地　房總の郡代代官　狩獵地
第四節　木內宗吾の直訴……二五一
堀田正盛　當時の租稅課役　年貢未納の督促　民心不平の第一因　民心不平の第二因　寬永十九年の飢饉　木內宗吾の資性　宗吾私財を捐てゝ怠納を辨濟す　宗吾等六人農民總代となる　直訴の實況　宗吾の處罰　直訴につきての俗說
第五節　房總の開墾事業……二六八
十六島の開拓　椿湖の疏水　手賀沼の疏水　印旛沼の疏水
第六節　外寇防備と房總沿岸……二八三
松平定信の海岸巡檢　房總海岸の防備
第七節　外艦渡來と堀田正睦……二九一
外艦の渡來　堀田正睦の外交意見　正睦閣老となる　ハルリスの請求　江戶條約　條約調印の延引　井伊直弼假條約に調印す　正睦の卒去　櫻田の變　幕府の威權地に落つ　水戶藩の騷擾房總に及ぶ　太政奉還
第八節　江戶時代の產業……三〇〇
鹽田　甘藷の栽培　畜產
第九節　災異雜事……三〇二
第九章　現代
第一節　王政復古と房總……三〇七
戊辰の役　副總督房總を平定す
第二節　廢藩置縣……三〇九
維新當時の各藩　維新當初の諸縣
第三節　千葉縣の變遷……三一四

千葉縣の設置　管轄地の變遷　歷代の長官
第十章　租稅沿革の大要
第一節　概說……三一七
沿革　安房國の租稅　上總國の租稅　下總國の租稅
第二節　江戸時代の租稅……三二七
第一　租稅額を定むる法
(一)　土地を丈量すること　(二)　土地の等級を區別すること
(三)　石高右盛を定むること　(四)　稅率として免を定むること
第二　徵收の方法
第三　小物成及び浮役
第四　高懸り物
第四編　氏族人物
第一章　國司・守護及び城主
第一節　安房……三六七
安西氏　神餘氏　丸氏　東條氏　里見氏
第二節　上總……三七六
上總氏　足利氏　後上總氏　和田氏　上杉氏　正木氏　土岐氏
眞里谷武田氏　廳南武田氏　土氣酒井氏　東金酒井氏　山室
氏　坂田三谷氏竝に井田氏　山中和田氏
第三節　下總……四〇二
千葉氏　臼井氏　武石氏　大須賀氏　國分氏　東氏　本庄東氏
粟飯原氏　小弓足利氏　簗田氏　高城氏
第二章　諸侯
第一節　安房……四五三
北條屋代氏・水野氏・館山稻葉氏　勝山酒井氏　船形平岡氏　長尾
本多氏　東條西鄕氏　花房西尾氏

第二節　上　總……四六五
高瀧板倉氏　五井有馬氏　姉崎松平氏　鶴牧水野氏　菊間水野氏　鶴舞井上氏　久留里大須賀氏・土屋氏・黒田氏　請西林氏　櫻井瀧脇氏　飯野保科氏　佐貫内藤氏・松平氏・後松平氏・柳澤氏・阿部氏　小久保田沼氏　大多喜本多氏・阿部氏・稻垣氏・松平氏　刈谷及び八幡堀氏　勝浦植村氏　一宮加納氏　成東石川氏・青山氏　折戸山口氏　松尾太田氏　大網米津氏
第三節　下　總……五一二
佐倉久能氏・武田氏・松平氏・小笠原氏・土井氏・石川氏・松平氏・堀田氏・松平氏・大久保氏・戸田氏・稻葉氏・松平氏・堀田氏　岩富北條氏　關宿松平氏（久松）・松平氏（能見）・小笠原氏・北條氏・牧野氏・板倉氏・久世氏・牧野氏・久世氏　山崎岡部氏　栗原成瀬氏　小見川松平氏・土井氏・安藤氏・三浦氏・内田氏　多古松平氏（久松）　高岡井上氏　矢作鳥井氏　生實森川氏　曾我野戸田氏　網戸木曾氏

第三章　各種の人物

第一節　安　房……五七三
安房郡（五七三）丸子連大歳丈部與呂麻呂・伴直家主・源親元・僧信誓・長狹常伴・左中太常澄・郡司太郎・佐久間家盛・僧日蓮・僧日向・工藤吉隆・太田康資・御子神忠明・僧宗分・僧性源・僧德峯・僧頑器・菱川師宣・義奴久八・新井世傑・鈴木敬義・僧玄光・永井世雄・加藤濟・吉田德・鳥山新三郎・山口志道・野呂俊・僧愚洞・鱸元邦・神田吉右衞門
第二節　上　總……五八五
市原郡（五八五）刑部直千國・大坪慶秀・多賀高方・多賀忠郡・義僕市兵衞・豐田勘助・文藏・小柳常吉・鶴岡安宅・立野良道
君津郡（五九二）玉作部國忍・勝眞勝・池田三郎左衞門・清九郎・れん女・要助・長兵衞・長吉・甚八・池田きち・物部龍・末珠名娘子・藤右衞門・齋藤昌麿・丈部鳥
夷隅郡（五九六）春部直黑生賣・平常仲・僧日保・眞里谷朝信・於萬局・宇佐美惠

中村國香・田丸健長・孝女志保・東條弘嶺田雋
長生郡(六〇二)若麻績部羊・金田賴次・小林重隆・陰山長門守・安左衛門埴生
時常・白井烏酔・善兵衛
山武郡(六〇四)物部手刀良・板倉大藏・竹内太郎左衛門・平賀平六・富田彦兵
衛・市東刑部左衛門・僧日乘・大多和四郎右衛門・丈部山代・僧日親・三
谷信慈妻・奴賀家忠・奴賀忠重・彌三郎・松崎退藏・海保元備・稻葉正信
郡別未詳(六一二)日下部使主三中・刑部直三野・若麻績部諸人・山田重春・岡
田欽
第三節　下總……(六一四)
千葉郡(六一四)大田部足人・僧日胤・僧聖聰・僧中納言房・僧日泰・吉野重泰・宮
城野馬五郎・楠原長松
東葛飾郡(六一八)私部石島・僧日祐・山本正成・狩野新右衛門・惣七・藤兵衛・彌
右衛門・芳野世肯・鈴木ゆき・大友部子羊・勘左衛門
印旛郡(六二一)丈部直大歲・丈部直牛養・忠婢阿辰・岩戸胤安・木内宗吾・平賀
保秀・夏見族之助・磯邊昌言・澁井孝德・莊兵衛・川上右仲・菱川資・向之

益渡邊治・香宗我部和親・平野重久・佐藤泰然・佐藤尚中・小永井岳倉
次亭・久保修堂・西村茂樹・大伴部廟與・佐神崎孫右衛門・大河平兵衛・
神山魚貫・鈴木雅之
香取郡(六三七)香取連五百島・千田親政・僧德見・飯篠家直・川口金虎・僧麟岳・
伊能朝辰・石出吉深・石田駿河・木内胤本・僧日圓・僧鐵牛・僧日充・僧存
良・永澤次郎右衛門・香取魚彦・伊兵衛・久七・新左衛門・永澤躬國・伊能
忠敬・久保木清淵・僧茂蘭・椿仲輔・葛井溫平・山忠兵衛・大原幽學・宮負
定雄・熱田祐庵・伊能穎則・清宮秀堅・柳田貞亮・伊能景晴・神崎惣次平・
海上郡(六五三)海上國造・他田日奉直春岳・海上國造・他田日奉直得大理・阜
器居士・五郎兵衛・利七・次右衛門・與七・惣兵衛・孫兵衛・四郎左衛門・よ
し女・宮內嘉長・宮內嘉雄
匝瑳郡(六五六)僧日朗・僧弘智・小川重威・金谷小兵衛・大川衡・熱田玄菴・鈴木
あき

郡別未詳[六六〇]古部虫麻呂僧淨阿僧深有太田新之允

第五編　名勝舊蹟

第一章　名勝

第一節　安房……六六三

安房郡[六六三]鋸山富山大武崎石井勝山里田子浦備後芝大井戸那古浦

河名里鏡ヶ浦館山公園明神山辨天下野島ヶ崎洋井太夫崎前原里磯

村天津清澄山

第二節　上總……六六九

市原郡[六六九]海上潟千種浦椎浦音信山

君津郡[六七一]宇麻具多能禰呂纏田井木更津里櫻井濱畔戸濱七里川三

石山秋葉山鹿野山千種濱

夷隅郡[六七五]限山名木川鳴海八幡崎堂坂袴山窪濱戸渡山八幡崎櫻浦

惜日原

長生郡[六七八]鳴山太東崎軍荼利山牡丹園洞庭池

山武郡[六七九]八鶴池

第三節　下總……六八〇

千葉郡[六八〇]袖ヶ浦嶺臺猪ノ鼻臺千葉野

東葛飾郡[六八一]眞間山眞間浦竝に入江眞間の繼橋眞間の井國府臺里

見塚不動岡圓福寺龜甲山附曙山

印旛郡[六八六]印旛沼後庵山月影井庚申山洲崎臺舞臺鼻酒井永不增不

減石自覺臺瀨戸山花輪臺熊野山

香取郡[六八九]香取海利根川明神山兒子ノ原雙生山十六島十二橋諏訪山

龜甲山香取神園長山菰敷原龍神山雲井崎

海上郡[六九四]海上潟椎柴野三宅龍王崎つうれんぼう銚子沿海淺間山

清水臺和田ノ不動山川口臺千人塚目戸ヶ鼻黑灰浦海鹿島霧ヶ濱犬吠

岬酉明浦長崎外川浦犬若愛宕山加增ヶ坂

第二章　巨樹名木

第一節　安房……七〇五
安房郡｜七〇五｜臥龍松・清澄の大杉
第二節　上總……七〇六
市原郡｜七〇六｜山田橋大櫻・相生松
君津郡｜七〇七｜環村樟樹・三島大杉・三島大櫟・鹿野山天狗杉
夷隅郡｜七〇八｜二葉の松及び三階松・一本松・矢指松・夕影松・筒森公孫樹・大膳の松
長生郡｜七一〇｜皮聳松・佐坪ノ大杉・觀音堂の松
山武郡｜七一〇｜本漸寺大杉・提灯松・八代生松・起松・傘松・筆松・兒松・墨染櫻
第三節　下總……七一四
千葉郡｜七一四｜千葉寺の銀杏・羽衣松・蘇我町の松樹・瓢橋村の松樹・大聖寺の不見木・夫婦梅・慶覺糸櫻
東葛飾郡｜七一六｜杖梅・鎌倉松
印旛郡｜七一六｜酒々井の松・岩富古銀杏・臼井樟樹・佐倉の大杉
香取郡｜七一七｜何物樹・鎧掛松・府馬楠樹・澤の櫻・清和枯杉・小山松・旗立松・七本木・山倉楓・逆銀杏・袈裟掛の松・垂櫻・磨墨櫻
海上郡｜七二〇｜銚子の大銀杏・船木の椎樹及び松樹・瀧郷の大杉・三川の松
樹匝瑳郡｜七二｜老尾神社ノ大杉・松山杉・大師の大杉・

第三章　城址

第一節　安房……七二三
安房郡｜七二三｜館山城址・鳥山城址・神餘城址・山下氏城址・稻村城址・大井城址・北條城址・船形城址・宮本城址・岡本城址・安西氏城址・平群砦址・白濱城址・石堂原城址・丸城址・三原城址・御原城址・山之城址・金山城址・中臺城址・東條秋則城址・葛ヶ崎城址・天津城址
第二節　上總……七二八
市原郡｜七二八｜椎津城址・海保城址・村上城址・御園生城址・音羽根砦址・池和

田城址・高田砦址・牛久城址・平藏城址・有木城址
君津郡(七三)請西砦址・中尾砦址・臺山砦址・由那城址・上原臺砦址・若宮臺砦址・眞里谷城址・藪波砦址・久保田城址・有吉砦址・久留里城址・登城址・千本城址・戸崎城址・三直城址・小糸城址・粟倉砦址・奥畑壘址・佐貫城址・環城址・天神山砦址・造海城址・金谷城址
夷隅郡(七三九)興津城址・吉宇砦址・勝浦城址・大野城址・新戸砦址・小田代城址・山中城址・大多喜城址・矢嶽城址・萬木城址・國府臺砦址・飯田城及び山田城址・芽落城址・金山砦址・布施城址・小濱城址・日在城址・白井城址
長生郡(七四四)龜城及び鶴城址・高藤城址・一宮城址・榎本城址・勝見城址・本納城址・舍人城址・廳南城址
山武郡(七四六)土氣城址・大椎城址・東金城址・大關城址・久我臺城址・小西城址・大網砦址・成東城址・津邊砦址・坂田城址・椎崎城址・山室城址・埴谷砦址・山中城址・大臺城址・笹山砦址・淺倉砦址・岩山砦址・飯櫃城址・小砦址・山田城址・芽落城址・金山砦址・布施城址・小濱城址・日在城址・白井城址

原子砦址
第三節　下總……七五三
千葉郡(七五三)武石城址・馬加城址・鷺沼城址・千葉城址・平河城址・平山城址・生實城址・北生實城址・長山壘址・柏崎壘址・吉橋城址・中野城址・權現山砦址・金堀城址
東葛飾郡(七五九)國府臺城址・關宿城址・大野城址・曾谷城址・岩瀨城址・小金城址・山崎城址・目吹城址・猪山城址・堤臺城址・根木內城址・戸張城址・木野崎城址・中峠城址・手賀城址・布施城址・根戸壘址・箕輪壘址・我孫子壘址・柴崎壘址・布佐壘址二所
印旛郡(七六八)馬場城址・大內城址・吉岡城址・夕谷城址・竹袋砦址・小林砦址・將門山城址・佐倉城址・岩富城址・坂戸城址・臼井城址・臼井壘址・龍崖城址・小竹城址・志津城址・浦部城址・吉高城址・笠神城址・船尾城址・根古屋壘址・楫波山壘址・鷲山砦址・米本壘址・生谷砦址・岩戸砦址及び高田・船戸二砦址・龍谷砦址・東和泉砦址・北羽鳥壘址・長沼壘址・龍臺

壘址・寺臺壘址・押畑壘址・下福田壘址・大竹城址・麻生壘址・安食砦址・
荒海城址
香取郡（七八〇）西大須賀城址・菊水山城址・名木城址・助崎城址・多古城址・島
城址・水戸壘址・飯笹壘址・間倉砦址・堀掛城址・前掛城址・平山城址・大
友城址・岩崎城址・本矢作城址・大崎城址・飯高城址・並木城址・小松城
址・来之井城址・田部城址・小見城址・川上城址・武田城址・森山城址・須
賀山城址・大和田城址・塙砦址・伊能城址・村田砦址・所砦址・松子城址・
中野砦址・久井崎砦址・前林砦址・多田砦址・香取砦址・小野砦址・鴇崎
砦址・大戸砦址・水城砦址・壹之分目砦址・小見川城址・下小川砦址・虫
蟠砦址・白井砦址・木内城址・府馬城址・實川砦址・新里砦址・山倉砦址・
岩部砦址・西田部砦址・篠本砦址・五郷内砦址・大島砦址・長部砦址・諸
徳持砦址・沼掛城址・粟野砦址・中城砦址・鏑木城址
海上郡（七九五）海上城址・網戸城址・太田砦址・見廣砦址・塙砦址・江崎砦址
匝瑳郡（七九八）匝瑳城址・椿城址・東小篠砦址・大浦砦址・飯倉城址・芝崎城址・

木戸砦址

第四章　館址

第一節　安房……八〇一
安房郡（八〇二）松ヶ岡陣屋址・館山陣屋址・松平氏陣屋及び長尾藩廳址・屋代
氏陣屋址・船形陣屋址・勝山陣屋址・酒井氏陣屋址・岩糸陣屋址・西郷
氏陣屋址・松平陸奥守陣屋址・花房藩廳址
第二節　上總……八〇三
市原郡（八〇三）潤井戸陣屋址・八幡陣屋址・八幡御所址・五井陣屋址・鶴牧藩
廳址・鶴舞藩廳址・菊間藩廳址・高島氏陣屋址・琵琶首館址・伊丹氏陣
屋址
君津郡（八〇七）貝淵陣屋及び櫻井藩廳・木更津縣廳址・眞武根陣屋址・景清
屋敷址・安住陣屋址・向郷陣屋址・三本松陣屋址・飯野陣屋址・富津陣
屋址・貞元親王館址・中島館址・小久保藩廳址・竹ヶ岡陣屋址

夷隅郡(八一〇)勝浦陣屋址・墨名館址・串濱館址・横山館址・伊保館址・刈谷陣屋址・伊甚國造館址・布施館址・釋迦谷館址・雜式館址・小濱陣屋址
長生郡(八一三)大柳館址・畠山氏館址
山武郡(八一三)東金館址・武射田館址・黒熊屋敷址・家之子館址・殿屋敷址・成東陣屋址・松尾藩廳址・折戸陣屋址
第三節　下　總……八一五
千葉郡(八一五)曾我野藩廳址・梶原氏館址・生實藩廳址・中田御殿址
東葛飾郡(八一六)栗澤館址・船橋御殿址・將監屋敷址・印旛縣廳址・郡代邸址
印旛郡(八一八)飯塚邸址・大堀館址・米津氏館址・竹袋館址・鄉司邸址
香取郡(八一九)名古屋館址・多古陣屋址・源賴朝館址・松平氏陣屋址・小見川陣屋址・来之井館址・高岡陣屋址・大貫陣屋址・鍋島陣屋址・油田氏邸址・虫幡氏邸址・平良文館址・久松氏陣屋址・陣野氏宅址・大友館址・稻垣氏陣屋址・太田長者宅址・御所臺館址
海上郡(八二三)江ヶ崎館址・忍館址・高崎藩陣屋址・邊田館址

匝瑳郡(八二四)木戸陣屋址・堀川館址

第五章　墳墓

第一節　安　房……八二七
安房郡(八二七)里見義康墓・孝子塚・和泉式部小式部の墓・里見義通墓・里見義豐墓・六代塚・里見氏歷代墓・岡本賴重墓・里見義實墓・里見成義墓・丸氏歷代墓・正木時忠墓・正木時通墓・庚申塚・太田康資墓・日蓮父母墓・日蓮乳母墓・北浦忠吾北浦忠內墓・義奴久八碑・向西坊入定塚
第二節　上　總……八三二
市原郡(八三二)千葉康胤及び子胤持墓・海士有木古塔・海保大塚・海保殿塚・白幡六郎墓・瓶塚・神代七塚・忠臣臺・松平氏墓・藤井古墳・四氏塚・永吉古墳・林吉忠墓・阿保塚・二子墓・菊間古墓・宮塚及び石塚
君津郡(八三七)奈良輪古墳・鏡峯古墳・丸山古墳・神納古墳・勝眞勝墓・里見義弘墓・上原塚・野持及び中島の古墳・瓜倉原古墳・俵田古墳・土屋忠直墓・僧賴祐墓・貞婦黒田氏墓・僧一念坊墓・青木安大夫墓・畠塚及び市

場臺古墳・兒塚・笹子谷古墳・椿古墳・祇園大塚・木更津古墳・本多重次墓・大野駿河守墓・周東景久墓・小宮山氏墓・楞嚴王墳・首塚・大久保石塚・秋元氏三世墓・大高卽道墓・阿久留塚・秋元氏墓・田沼意尊墓・貞元古墳・內裏塚・保科正景墓・十三塚・松平勝隆・阿部正身墓・竹岡古墳
夷隅郡(八四七)植村泰忠墓・植村氏三世墓・筒森古墳・君塚・重忠墓・本多忠勝墓・廟生氏墓・横山古墳・三上伊勢之丞及び僧隆堯墓・松丸古墳・冷泉行元墓・小高古墳・土岐氏三世墓・土岐爲頼妻墓・金山將監墓・上布施古墳・平景清塔・布施塚・平廣常墓・臼井定行墓・三階義堅墓・元祿海嘯溺死者墳
長生郡(八五二)鎌田兵衞墓・十人塚・橘媛墳・荻生茂郷母墓・陰山長門守墓・齊藤兼綱墓・僧安然墓・元祿海嘯溺死者墓・梅澤圖書墓・大塚・僧日向墓・武田豐信墓・土橋平藏墓
山武郡(八五六)酒井定治以下三世墳・酒井氏墓・三浦重勝墓・原胤繼墓・赤人塚・大納言塚・小野古墳・酒井定隆墓・市東塚・畠山重康墓・板佛・元祿溺死者墳・井田友胤墓・首塚・胴塚・齋藤清長墓

第三節　下總……八六二
千葉郡(八六二)千葉氏累世墓・武石胤重墓・來迎寺古墓・七天王塚・千葉氏古墳・武石胤親墓・千葉康胤墓・大須賀山古墳・生實墓・森川氏歷代墓・僧日泰墓・蝗塚・聞宮高秀墓・天王塚・新塚
東葛飾郡(八六七)鈴木長次墓・小笠原政信墓・松平直基墓・里見弘次墓・眞間手兒名墓・國府臺古墓・僧乘明墓・僧日常墓・僧日高墓・僧日祐墓・平胤貞墓・大皷塚・三谷胤正墓・松平康元墓・古河晴氏墓・成瀨氏墓・山本正成墓・高城胤吉墓・船橋古墓・ケイシ塚・土塔塚・首塚・山・仙人塚・雪解ノ塚・原胤親墓・川村勝融墓・法性尼墓・大井古墓・若狹墳
印旛郡(八七五)千葉勝胤以下累世墓・千葉氏墓・堀田正睦墓・白井與胤以下累世墓・僧道譽墓・阿辰墓・粟飯原某墓・村上綱清墓・松平廣忠齒骨墓・神津八十墓・木內宗吾墓・船塚・印旛國造墳・千

葉貞胤墓・北條氏勝墓・三谷胤正墓・松蟲古墳・岩戸胤安墓・源頼政墓・
吾嬬塚・供養塚・小野忠明墓・成田頼重墓・大須賀氏墓
香取郡(八八)―岡飯田古墳・東胤頼以下累世墓・來迎寺古墳・阿玉臺古墳・山
倉古墳・長島刑部墓・石田武藏介墓・スクモ塚・次浦古墳及び兒墓・千
葉胤直墓・僧日圓墓・保科正則墓・小高古墳・飯塚古墳・僧宋休入定墓・
上人塚・諸持古墳・牛尾胤仲墓・兒塚・藤原文貞公墓・比丘尼塚・城氏墓・
兒塚・木内氏累世墓・武田墓・佐藤莊司墓・谷中古墳・十三塚・原川孫平
墓・鍋島忠茂墓・大須賀氏累世墓・神保武張墓・木内信久墓・國分壽歡
墓・又見古墳・多田氏墓・中臣鎗取氏墓・飯笹家直墓・王子古墳・大中臣
香取兩氏墓・堀直重墓・府馬古墳・府馬氏累世墓・四ッ塚・僧鐵牛墓・天塚・
僧日院墓・久松勝權墓・船塚・伊能氏墓・鏑木胤定墓・鏑木古墳・成毛氏
累世墓・富田古墳・三之分目古塚・分鄉古墳・平常將墓・十騎塚・木内胤
尙墓・領主塚・千人塚・木内胤尙墓・三神靈墓・久保木清淵墓・姬塚・吉田
古墳・成毛宗親墓・粟飯原氏墓・木内古碑

海上郡(九〇〇)―早器居士墓・千人塚・莊川杢右衞門墓・琉球人玉城墓・清商張
元林及び陳純使墓・船木臺及び高田古塚・海上筑後守墓・倉橋古墳・
岩井古塚・岩崎古墳・木曾義昌墓
匝瑳郡(九〇二)―辻內刑部左衞門墓・椿古墳・堀川古墳・內裏塚・小川重威墓

第六章　遺蹤

第一節　安房……九〇五
安房郡(九〇五)―御狩場舊址・淡水門・御腹矢倉・布良砲臺址・北條砲臺址・鏡井・
洲崎砲臺址・隱井戶・五十騎橋・國府址・馬蹄跡・浮島・龍島・滿能院の竹
林・志摩殿畑・逆柿跡・太夫崎の洞穴・白濱牧場址・天神社址・丸御厨址・
白子砲臺址・馬場砲臺址・遠見番所址・主基村齋田址・源頼朝陣跡・萬
木坂・前原砲臺址・旗掛松跡・裂掛松跡・埋經塚・明星井・朝日の森・東
條序並に東條御厨・白濱御厨・內浦砲臺址・誕生水・蓮華潭・妙の浦・洗
創の井
第二節　上總……九一五

市原郡(九一五)馬塚・奈良石像・島穴古跡・灰汁なしの巖・日本武尊遺跡・水飲坂・大神宮址・府址・菊間臺・陣場臺・古窟
君津郡(九一七)大寺址・龜井・苦戰場・飯籠塚・御野狩場・入定寺臺・死田・弘文天皇遺跡・經塚・物見塚・御所塚・雌雄場・王守川・幕の臺・臂松古墳の碑・勇後松碑・茶舊阜・鬼塚・丘古窟・九十九坊址・八見丘・千騎坂・三船山・釜ヶ淵・吉野水室山・御茶の井・姥石・高野井戸・提灯塚・造網・烽臺址
夷隅郡(九二七)細殿丘・枕石・八幡崎・砲臺址・日子坂古戰場・松丸古戰場・退耕庵・旗立山古戰場・陣場臺・尾骨橋・大野馬牧址・伊甚屯倉址・刈谷古戰場・三莊・畑深谷古窟・鐘懸松・跡釋迦堂・長者屋敷・撲澤池址・右神石・鞍掛松・跡・蛇池・鐘淵・符水井
長生郡(九三四)長柄丘・眞名井・江澤沼・古窟三所・豆塚・根上峯・九曜塚・旭井戸・巨蛇跡・草取仁王堂
山武郡(九三七)木崎不知・御經塚・御塚・山・縣神社舊址・山口古窟……九三八
第三節　下總……

千葉郡(九三八)妙見寺址・千葉寺址・高室・金兵衛記念碑・生實古戰場・日朗遺跡・萱田神保・御厨址・浮島驛址・野呂故蹟
東葛飾郡(九四〇)眞福寺跡・新井・經塚・殿の井戸・栗山古戰場・眞名井・慈雲寺址・試砲臺址・八幡不知森・宇佐八幡社址・二月寺址・小金牧場址・德川氏放鷹場址・日上松墓地・小金原列樹・夏見御厨址・井上驛址・國府址及び國府臺古戰場境根原古戰場・德川家康遺跡
印旛郡(九四七)饗盥池・舞臺・鼻落池・鳥見丘址・鳥居・河岸・不動塚・將門神社址・吉高古碑・佐倉牧場址・荒海驛址・唐鑑房・七窟及び三井古窟・調布井・御酒藏址・龍角寺・酒泉
香取郡(九五二)東三井寺址・西大須賀古窟・新雨塚址・香取山・根本寺址・神宮寺址・油田牧址・割餘原古戰場・吉田古窟・左右王塚・田部屯倉址・六萬部經塚・夏方原古戰場・分郷經塚・蟲幡經塚・念佛塚・眞敷驛址・正賢寺址・牧野牧場址・佐野古戰場・府馬茶園・東漸寺址・南中經塚・百座說法塚

海上郡…九五七…三宅古址・飯沼砲臺址
匠瑳郡…九五八…椿湖址・萩原墓標

第七章　郡郷荘保の沿革

第一節　總說……九五九
安房國・上總國・下總國・本縣下の諸郡
第二節　安房の郡郷……九六八
平群郡…九六九…砥河郷・餘戸・達良郷・石井郷・狹隈郷・長門郷・大里郷・穗田郷・川上郷・白濱郷
安房郡…九七一…大田郷・鹽見郷・麻原郷・大井郷・河曲郷・白濱郷・神戸郷・神餘郷
朝夷郡…九七三…御原郷・新田郷・大潴郷・滿祿郷・健田郷
長狹郡…九七四…壬生郷・日置郷・田原郷・酒井郷・伴部郷・賀茂郷・丈部郷・畳津郷
第三節　上總の郡郷……九七五
市原郡…九七五…海部郷・市原郷・江田郷・濕津郷・山田郷・菊麻郷

海上郡…九七六…佐三郷・稻庭郷・大野郷・山田郷・倉橋郷・福良郷・鳴穴郷・馬野郷
畔蒜郡…九七八…美々郷・小河郷・甘木郷・新田郷・椅原郷・三衆郷
望陀郡…九七九…畔治郷・表可郷・會戸郷・飫富郷・磐田郷・河曲郷・鹿津郷
周淮郡…九八一…山家郷・山名郷・額田郷・三直郷・丸田郷・湯坐郷・藤部郷・勝部郷・勝川郷
天羽郡…九八三…三宅郷・讃岐郷・長津郷・雨霑郷
夷灊郡…九八三…雨霑郷・蘆道郷・荒田郷・長狹郷・白羽郷・餘戸
埴生郡…九八四…埴生郷・埴石郷・小田郷・坂本郷・横栗郷・河家郷
長柄郡…九八五…刑部郷・管見郷・車持郷・兼陁郷・柏原郷・谷部
山邊郡…九八七…禾生郷・岡山郷・管屋郷・山口郷・高文郷・草野郷・武射郷
武射郡…九八八…巨備郷・加毛郷・理倉郷・狎猥郷・長倉郷・畔代郷・片野郷・大藏郷・新居郷・新屋郷・埴屋郷
第四節　下總の郡郷……九八九
葛飾郡…九九〇…度毛郷・八島郷・新居郷・桑原郷・栗原郷・豐島郷・餘戸・驛家

千葉郡(九九一)千葉郷・山家郷・池田郷・三枝郷・糟筏郷・山梨郷・物部郷
印旛郡(九九三)八代郷・印播郷・言美郷・三宅郷・長隈郷・島矢郷・吉高郷・船穂郷・
日理郷・村神郷・餘戸
匝瑳郡(九九五)野田郷・長尾郷・辛川郷・千俣郷・山上郷・幡間郷・石室郷・匝瑳郷・
須加郷・大田郷・日部郷・玉作郷・田部郷・珠浦郷・原郷・栗原郷・茨城郷・中
村郷
海上郡(九九九)大倉郷・城上郷・麻績郷・布方郷・軽部郷・神代郷・編玉郷・小野郷・
石田郷・石井郷・橘川郷・横根郷・三前郷・三宅郷・船木郷
香取郡(一〇〇一)大槻郷・香取郷・小川郷・健田郷・磯部郷・譯草郷
埴生郡(一〇〇三)玉作郷・山方郷・麻生郷・酢取郷
相馬郡(一〇〇四)大井郷・相馬郷・布佐郷・古溝郷・意部郷・餘戸
第五節　安房の荘保……一〇〇六
安房郡(一〇〇四)長尾荘・安房荘・大井郷・東郷・眞倉郷・長田保・三宮保
平　郡(一〇〇五)多田良荘・岡本郷・多田良荘・佐久間郷・山下荘・平群荘・岩井郷・
群房荘・平久里郷・健田郷・菊間郷
朝夷郡(一〇〇五)三原荘・丸郷・御原荘・丸郷・丸荘・丸郷・長尾荘・丸郷・丸荘・白濱郷・
丸郷
長狭郡(一〇一〇)打墨荘・長狭荘・壬生郷・田原荘・池田荘・東條郷・中柴郷・吉保郷・
横尾郷・東條郷・田原郷・會呂郷・柴原子郷・花房郷
第六節　上總の荘保……一〇一二
市原郡(一〇一三)市原荘・市東荘・市西荘・沼田荘・矢田郷・海保荘・佐是荘・上荘・
養老荘・高瀧荘・天羽荘・飯富荘・姉ヶ崎荘・淺井・小向郷・新生郷・高瀧郷・内
田郷・下内田郷・臺郷・分目郷・磯ヶ谷郷・平藏郷・入山壇郷・姉ヶ崎郷・椎津郷・
馬立郷・高根郷・上内郷・辛田郷・皆吉郷・永本郷・八幡郷・奉免郷・久吉郷・
今富郷・比都波樣郷
望陀郡(一〇一四)畔蒜荘・望東荘・望西荘・菅生荘・飯富荘・金田保・龜山郷・中野郷・
久留里郷・横田郷・眞里谷郷・岩井郷・迎郷・永地郷・和泉郷・木更津郷・矢
那郷・津羽木郷

周准郡┈┈一〇一六周東莊・周西莊・秋元莊・秋元鄉・小糸鄉・泉鄉・總久鄉・白駒鄉・末
利鄉・烏田鄉・貞元鄉・中富鄉
天羽郡┈┈一〇一九天羽莊・大貫莊・田代莊・吉野鄉・峯島鄉・峯上鄉・環鄉・造海鄉
夷灊郡┈┈一〇二〇伊灊莊・伊南莊・伊北莊・伊保莊・千町莊・植野鄉・御宿鄉・勝浦鄉・
新戶鄉・西畑鄉・山中鄉・外出鄉・古澤鄉・臼井鄉・國吉鄉・中瀧鄉・古里鄉・
布施鄉・大多喜鄉・鴫根鄉・長志鄉・新宮鄉・筒森鄉・松野鄉・新田野鄉・松
丸鄉
長柄郡及び埴生郡┈┈一〇二二流莊・長南莊・廳北莊・田代莊・一之莊・又市之莊・又
一宮莊・二宮莊・刑部莊・又形部郡・勝見莊・南白龜鄉・澁谷鄉・一松鄉・金
田鄉・藻原鄉・長尾鄉・岩井鄉・埴生莊・長南鄉・中原莊・長南鄉・長南領・中
原鄉
山邊郡及び武射郡┈┈一〇二五山邊莊・土氣莊・押堀鄉・丘山鄉・大網鄉・東土川鄉・
海保鄉・古和鄉・高谷鄉・中臺鄉・柴山鄉・坂田鄉・森鄉・小池鄉・南鄉・栗山
鄉・東金鄉・邊田方鄉・田間鄉・臺方鄉・油井鄉・二俣鄉・松之鄉・小野鄉・山

田鄉・土氣鄉・鳴戶鄉
第七節　下總の莊保……一〇二八
東葛飾郡┈┈一〇二八八幡莊・風早莊・松戶莊・蘇谷莊・深栖鄉・八木鄉・谷中鄉・風早
鄉
千葉郡┈┈一〇二九千葉莊・三山莊・白井莊・馬加鄉・椿田保・神保鄉・小弓鄉
印旛郡┈┈一〇三〇印西莊・印東莊・白井莊・白井莊・公津鄉・鹽子鄉・彌富鄉・竹袋鄉
匝瑳郡┈┈一〇三一匝瑳南莊・匝瑳南條莊・北條莊・千田莊・玉造莊・富岡鄉・椿鄉
福岡鄉・松崎鄉・飯高鄉・金原鄉・飯塚鄉・矢部鄉・吉田鄉・岩部鄉・土橋鄉・
鏑木鄉・大寺鄉
海上郡┈┈一〇三三崎莊・橘の莊・木ノ内莊・松澤莊・上代莊・松谷鄉・猿田鄉・本庄鄉・
小南鄉・粟野鄉・平山鄉・高部鄉・窪ノ谷鄉・諸持鄉・郡鄉・宮本鄉・飯田鄉
香取郡┈┈一〇三五大戶莊・神崎莊・矢作莊・香取莊・南城莊・健田莊・大須賀保・助崎
鄉・大須賀鄉・西大須賀鄉・滑川鄉・郡鄉・伊能鄉・奈土鄉・津富良鄉・雲富
鄉・小松鄉・宮和田鄉・神崎鄉・富田鄉・時崎鄉・下福田鄉

目次

埴生郡——埴生荘・遠山荘・平塚郷・富谷郷・山口郷・安食郷・河栗郷

南相馬郡——大井荘・布川荘・藤意郷・戸張郷・布施郷

下巻目次 終

太古住民之遺跡分布畫

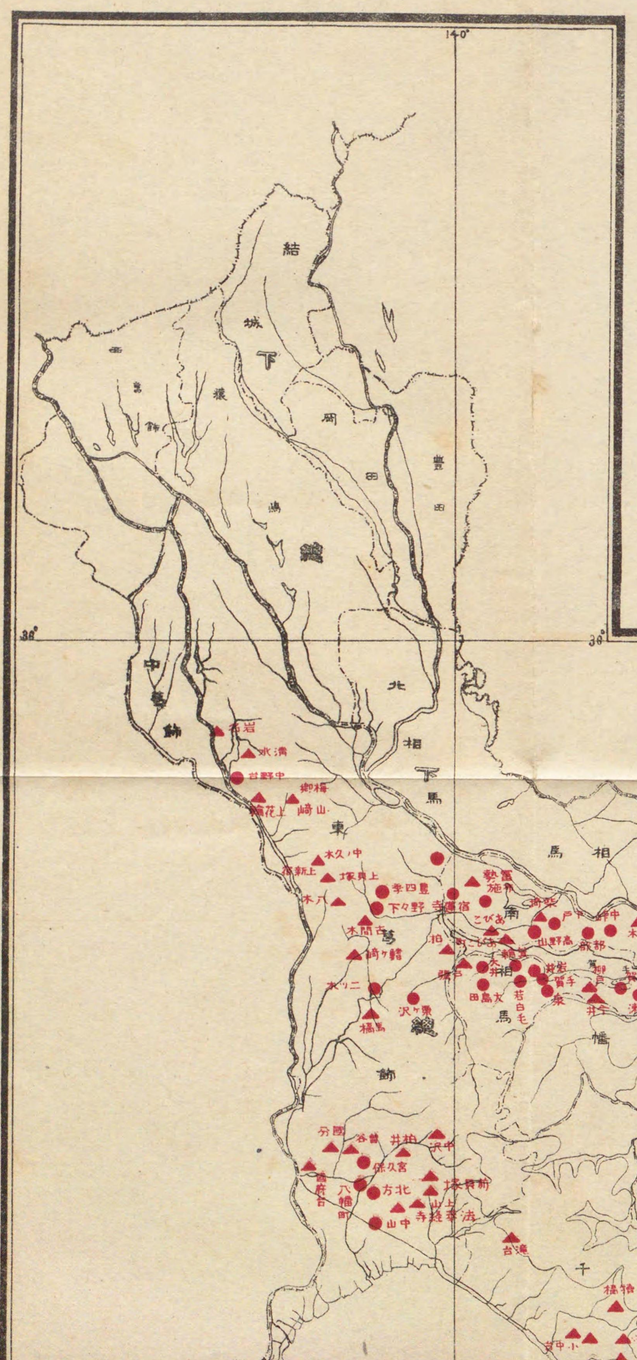
140°
38°
結城下總
豐田
鳥羽
中總
北相馬
下相馬
南相馬
印旛
埼玉
北葛飾
東葛飾
千葉
上總
下總
武藏
相模
伊豆
安房
上野
下野
常陸
磐城
岩代
陸前
陸中
陸奥
三十萬分之一

▲貝塚
●遺物發見地

稿本 千葉縣誌 卷下

第三編 沿革

第一章 太古の住民

第一節 總說

人類の發達進歩の經路を尋ぬるに、知識の程度甚だ低くして開明の域に至らざるものは、未だ金屬の用法を知らず、岩石の類を以て諸種の利器を製造し、日常之を使用したりき。考古學者はこれを石器時代の人類と稱す。

遺跡の種類 日本民族の未だ我が國の版圖に蕃殖せざる先には、此の國土は如何なる狀態にありしか、邈焉として載籍の據るべきものなく、詳に之を知るに由なしと雖も、神代の事を敍せる記紀兩書によりて見るも、既に或る民族の棲息

せしは窺知するに難からず。而して國初以來屢〻王師の征討を受け、今や僅に北海の一隅に其の餘喘を保つに過ぎざる蝦夷卽ち「アイヌ」種族は、少くとも先住民の一たりしや明かなり。之を外にしてなほ他種族の棲息せるものなかりしや否や、更に又其の分布の狀態、知識の程度如何等を詳にせんと欲せば、主として其の遺跡・遺物に關する研究に待たざるを得ず。本縣下の如きも亦此等の種族の多く住居せしことは、推想するに難からず。

當時の先住民の遺跡として全國に散在するものに、貝塚・包含層・散列地の三種あり。貝塚は大抵其の厚さ一二尺より三四尺の土壤に蔽はれたる地下に存し、各種の貝殻累々として層を爲し、薄きは數寸より厚きは十數尺に達し、數百坪の廣袤を有するもの少からず。此等の貝殻は、當時の住民が其の肉を食して遺棄せしものなるを以て、其の所在の地は多く水邊に接近せり。貝殻の間には食用に供せし諸動物の遺骨を始め、當時使用せし器物の介在するあり、此等遺物の攷究は以て先住民の狀態を推知するを得べし。包含層は其の狀態ほぼ前者に等しと雖も、單に當時の器物類のみを地層の間に包含し、貝殻を存せざるを異なりとす。而して多くは海濱に隔絶せる地に存せり。蓋し運輸の便を缺きて貝類を食用と爲すを得ず、從つて之を遺棄することなかりしに因るものならん。既に貝殻の堆積なきを以て、其の層は前者よりも薄く、其の最も厚きものと雖も四五尺に達するに過ぎざるなり。而して包含せる遺物の主要なるものは、土器の類なるを以て、或は土器包含層の名を以て之を呼ぶことあり。散列地とは當時の遺物の地表に露出せる處を云ふ、風水等の自然力若くは農夫の耕耘等に依り、包含層の攪亂せられて散列するに至りしものならん。散列地の內には或は先住民の居住せしにあらずして、偶然の事情に依り器物を遺棄するに至りしものあり。或は後世に及び、自然力若くは人爲に依りて、其の位置を移動せしものあり。之を以て遺物の發見地と稱するは不可なしと雖も、直に以て當時の遺跡と稱するを得ざるなり。此の三者の遺跡中、最も遺物の種類に富み、研究の資料饒多なるは貝塚を首と爲し、包含層之に次ぐ。散列地に至りては其の價値甚だ乏しく、纔に斷片遺品の稀に推想の資と爲すに足るものあるに止まれり。此の他に先住民の遺跡としては、東北地方より北海道に亙りて、當時の住居なりしと認

めらるゝ竪穴あり。北海道の各地に於ては「アイヌ」種族が城砦に充てたりと稱する「チャシコッ」の存するあれども、其の存在の地域一局部に限られ、自ら他の遺跡と性質を異にするを以て、こゝに論ずるの要なし。

遺物の種類　此等の遺跡より發見する遺物の主要品は、土製・石製・骨製及び貝製のものなり。土製品には宗教的の崇拜物なりしと思はるゝ土偶・土版、日用の器具に充てし土器、裝飾の具に充てしと認めらるゝ小形の器物等あり。石製品には一種の記念的作品と推測せらるゝ石棒、利器に供せし石劍・石斧〔打製・磨製の二種あり〕・石鏃・石錐・石匕、日用の具に使用せしと思はるゝ凹石・石皿・冠石等あり。骨製品には漁獲用の釣針・銛の類を始めとして骨鏃・肉刺等あり、又此の種の中には、牙歯若くは鹿角を利用して製せるものを含む。貝殻製のものは其の種類甚だ乏しく、殆ど貝輪の一類に限れり。而して此等の遺物に依りて先住民の狀態を推知せんか、其の土偶に依りて服飾の一斑を知るに足り、土器の形狀の千變萬化にして、附する所の紋樣の技巧を極むるものあるに依りて、人智進歩の程度を窺ひ得ると共に、民俗性の傾向を察知するを得べし。利器として使用せしは專ら石製の器物に限られ、金屬使用の痕跡を止めざるは、未だ其の利用の術を知るに至らず、石器使用時代の狀態にありしを證す。しかも能く陸にありては猪鹿を屠り、海にありては遠く舟を泛べて或は釣を試み、或は網を入れて漁獵に從事せしは、曾に此等の使用に供せし器物の存するのみならず、貝塚中に堆積する諸動物の遺骨に徴して明かなり。然れども耕耘の術に至りては其の程度を知るべきもの甚だ乏しく、たとひ之を試みたるものありとするも、なほ極めて初歩の時期に屬せり。食品は專ら自然の動植物に仰ぎしものゝ如く、中には食人の風をさへ存したる痕跡あり。

人種　石器時代の人種に關しては學者間に二種の說あり。一は非「アイヌ」說にして、石器時代の住民は好んで貝類を食用に供し、土器の製造に巧にしてまた諸種の石器を製作せしに關はらず「アイヌ」種族に至りては絶えて此等の風を存せざるのみならず、嘗て往時に於て其の事ありしを傳ふることなし。卽ち此の種の土器及び石器を製造せしは「コロポックグル」若くは「トイチセクル」と呼ばる他種族にして、事を以て「アイヌ」種族と不和を生じ、遂に族を擧げて北方に移住

し去りしは、明かに「アイヌ」種族の口碑に存する所なり。且兩者の風俗・習慣等に就きて精密に比較すれば相異なるもの甚だ多く、假令「アイヌ」種族の一部なる千島在住のものには、嘗て同種の土器を製作せしことありしを傳ふるも、石器時代のものとの差異著しきを以て「アイヌ」種族以外に別に一種族ありしならん、現今これと最も類似するものを擧ぐれば、北米の極地に住する「エスキモー」種族なりと、これ坪井正五郎の說く所なり。一は「アイヌ」說にして、石器時代の風俗は「アイヌ」種族の現狀と大に異なる所ありと雖も、其の間年歷遠く隔絕して、該種族の轉移消長等甚しきものあらん。ゆゑに風俗・習慣の變化は勢免るべからざるを以て、「アイヌ」種族の現狀を直に石器時代の風俗に比較するは不可なるのみならず、其の口碑の如きも、蒙昧なる種族の傳ふる所なるを以て深く信ずべからず。加ふるに兩者の間に風俗の相似たる所また少からざるのみならず、貝塚より往々發見せらるゝ人類の遺骨を測定せんか、現今の「アイヌ」種族と一致する所なしと雖も、また頗る相接近することを認め得べく、其の相違の如きは後代に於ける混血の結果より來りしものなきを保すべからず。故を以て「アイヌ」種族以外別に強ひて一種族の棲息せしを說くの要なく、此等の遺物はすべて太古に於ける蝦夷即ち「アイヌ」種族の使用せしものと爲すべきものなりと、是れ小金井精良の說くところなり。然れども其の研究未だ遍からず、遺跡遺物の調査を要すべきもの甚だ多きを以て、今しばらく我が先住民に與ふるに石器時代住民の名を以てし、其の歸結に至りては、之を將來に待つの外なけむ。

第二節　本縣に於ける遺跡遺物

遺跡　石器時代住民の遺跡は本縣の各地に貝塚・包含層・散列地の點在するに依りて其の一斑を知り得べし。而して地勢に依りて住民の分布を異にし、東方外洋に面せる地方に於ては、其の數多からずと雖も、東京灣に沿へる西部地方と、利根の巨流を繞らして印旛・手賀の二沼を擁せる北部地方とに於ては、住民の繁殖するもの夥多なりしは、之を推知するに難からず。即ち安房に在りては遺跡存し遺物の發見せらるゝことなきにあらざれども、其の見るべきもの甚だ稀にして、總に當時の住民の既に此の地方に棲息せしを證するに足るのみなり。上

總にありては東京灣に面せる君津・市原の二郡に大久保・祇園門前・山倉等の諸貝塚あり、遺物また從つて多しと雖も、更に其の東海岸なる夷隅・長生・山武の三郡に至りては遺跡遺物の甚だ乏しきを見るべし。下總に於ても千葉・東葛飾・印旛・香取の四郡は、東京灣に面する地方若くは利根の流域に沿へる地方に於て孰れも遺跡に富み遺物夥しけれども、東海岸に濱せる匝瑳郡は勿論海上郡に於ても利根川に沿へる余山貝塚を除きては、殆ど遺跡の見るべきものなきなり。蓋し遺跡はなほ將來の發見少からざるべしといへども、當時の住民蒙昧にして農耕の術を知らず、專ら自然の食料豐饒なる西海岸地方を擇びて居住せしを以て、東海岸の如き巨浪の洗ふ所は、幼稚なる漁獵の術を以てしては能く之に堪ふることは能はず、加ふるに沿海に貝類の繁殖乏しく生活に適せざりしならん。これ東海岸の、東京灣地方利根川の流域等に比して其の遺跡少き所以なるべし。

土器の種類　土器の種類には大體に於て厚手と薄手との二種あり。厚手は形狀一體に大にして其の質密ならず。製作は技巧を施すものなきにあらずと雖も、其の紋樣の如きは粗大に偏して婉麗の資に乏し。薄手は大抵前者に比して形狀の大なるもの少く、土質堅緻にして種々の形式を呈するもの存し、其の紋樣に至りても幽婉の趣ありて觀るべきもの多し。此の二種類の土器は彼是相混じて同一遺跡より發見することなきにあらざれども、自ら發見の地方を異にするものなり。他の遺物の種類も之に伴ひて相異なり、前者に乏しくして後者に多き傾向を呈せり。甲斐・信濃・岩代・越後の諸國は卽ち厚手土器を出し、本縣下に在りては他の關東地方と共に大概薄手土器發見の遺跡多く、從つて他の遺物また豐富なり。

遺物の發見地　抑石器時代の遺跡は全國に散在すといへども、其の數の夥多にして遺物の精巧を極むるもの多きは關東・奥羽の二地方に限らる。他の諸國に至りては稀に見るべきの遺跡なきにあらずと雖も、一局部に限られて大規模の繁榮を極めし狀態を呈するもの少し。北海道の如きは遺跡遺物の數量夥しきに關はらず、其の種類に於て缺くる所あり、いまだ土偶・土版の其の地より發見せられしを聞かず。また土器の製作粗雜にして、技工の大に拙き所あるを認む。されば仍ほ其の住民の數多かりしとするも、繁榮の程度遙に劣れるを偲ばし

め、當時繁榮の二大中心は關東地方・奥羽地方に存在せしを知るに足る。而して本縣下に屬する下總の地は、關東地方の中樞に當りて天與の產物に富み、陸に猪鹿の群生するあり、海に魚介の利多く、舟楫の便開けて形勝の地なりしを以て、當時の住民の此の地方に集中するに至りしは自然の趨勢にして、遺跡遺物の數量に富むも亦理由あるなり、故に該時代の研究に資すべき有益なる遺物は、多く此の地より發見せらる。古作(東葛飾)・余山(海上)の二貝塚より人骨を出だし、曾谷(東葛飾)・柏井(同)・岩井(同)・小金澤(千葉)・加曾利(同)・江原新田(印旛)・貝塚(香取)・余山等の貝塚より土偶を發見し、殊に東葛飾郡手賀より發見せる廂髪土偶は考古學者の最も珍とする所なり。堀ノ内貝塚(東葛飾)より牙斧を出し、柏井・余山等の貝塚よりは鉤針を出しゝことあり。特に余山貝塚に至りては骨器と貝輪とに富みて、當時其の製造所たりしを證するに足れり。

貝塚と地形　貝塚は石器時代の遺跡として最も研究の資料に富むのみならず、精細に之を調査すれば當時の陸地・海灣の形勢より、住民生活の程度をも知るに足れり。幸に本縣下に在りては、下總の一帶より上總西北部に亙りて、數多の貝塚あり、此處より發見する遺物に依り、住民は鹿猪魚介を捕獲して食用に充てたりしことを知り得べし。且利根川の流域より印旛沼附近の地に在りて貝塚を形成せる處は、多く海產の貝殻を出し、之に伴ひて鹹水產魚族の骨片を發見することあり。是によりて考ふるに當時に在りては利根川の河身現今の如くならず、且印旛沼に至る迄海水の灣入せしこと疑ふべからず。從つて千葉東葛飾二郡に於ては、東京灣は遙に北方に灣入したりしを推知し得べく、更に此等の遺物に徵して魚族の分布と潮流とを推究し、房總の地は地質時代に於ては勿論、石器時代に於ても獨立の島嶼なりしと論ずるものあれども、猶攻究の餘地少しとせず。今本縣下に於ける石器時代の遺跡遺物の分布を圖及び表に依りて示さん。

地名	遺跡	遺物	
安房郡神戸村大字大神宮字大塚	貝塚	土器	鹿骨　石斧
同　館野村大字國分字茅野	土器		
同　同　大字山本字石井	土器	石斧	
同　同　大字腰越字狐塚近傍	土器		

安房郡館野村大字稻字西作		貝塚	
同 佐久間村			土器
同 曦町字千倉			石棒
同 健田村大字瀨戸字藥師前			石斧
同 同 字ナイゴ澤			土器
同 豐田村大字加茂熊野神社			
同 主基村大字成川			石棒
同 莫越（ナコシ）山神社			石棒
同 布良神社			石斧
市原郡姉崎町大字姉ヶ崎字臺		貝塚	石棒
同 市原村大字門前字寺山			土器
同 菊間村大字菊間		貝塚	石器 骨角
同 市西村大字山倉	土器 磨石斧 石皿 凹石 曲玉 骨器 貝輪	貝塚	
同 戸田村大字寺谷		貝塚	土器 石器
君津郡清川村大字祇園		貝塚	土器 土偶 石器
同 同 大字永井作	土器 打石斧 磨石斧 石鏃 石臼	貝塚	石棒
			土器 磨石斧

同 馬來田村大字眞里谷より栢橋に至る途上		貝塚	打石斧
同 小櫃村			石棒 石鏃
同 同 大字戸崎字塚越			土器 打石斧
同 同 字城山	土器 土偶 石鏃 石皿 石棒 石斧 小玉		
同 青堀村			土器
同 富岡村大字下郡			土器 打石斧
同 鎌足村			石棒
同 長浦村			土器
同 楠葉村			土器
同 波岡村大字大久保字葭ヶ作	土器 石棒 たゝき石 石皿 貝輪 骨器	貝塚	
同 久留里町			石棒
同 三島村			石棒
同 小糸村大字根本字峯畑			土器
同 吉野村			石棒
長生郡一宮町字貝殼塚		貝塚	土器 石斧 凹石 砥石
同 五郷村大字石神		貝塚	

長生郡五郷村大字網島	貝塚	土器 磨石斧	
山武郡源村大字下布田	貝塚	土器 石器	
同 増穂村大字上貝塚字貝塚	貝塚	土器	
同 福岡村大字上谷	貝塚	土器 獸骨	
千葉郡千葉町大字千葉寺高德寺東方	包含層?	石器 砥石	
同 同 大字猪鼻臺下市場不動祠前	貝塚	打石斧 磨石斧 凹石 石棒 土器 土偶	
同 椎名村大字大金澤	貝塚	土器	
同 同 字小金澤	貝塚	石斧 石棒 土偶	
同 譽田村大字高田	貝塚		
同 同 字平山字築地臺	貝塚		
同 千城村大字仁戸名字ヘタノ臺	貝塚	石斧	
同 同 字ツキヌキ臺	貝塚	打石斧 磨石斧 土器	
同 同 大字坂月字新田村	貝塚	石斧 圓石 石棒 土器	
同 都村大字邊田			
同 同 大字貝塚字貝塚ヘタ			
同 同 大字矢作			

同 大字加曾利字屋敷	貝塚	土器 磨石斧 石器 砥石	
同 都賀村大字西寺山字石上	貝塚	土器 石器 人骨 獸骨	
同 同 字東寺山字二十四里	貝塚	土器 凹石 貝輪 骨器	
同 同 字園生字長者山	貝塚	土器 磨石斧 石器 砥石	
同 同 字小中臺字東臺	貝塚	土器 石器	
同 同 字同 字鳥喰	貝塚	石斧	
同 同 字宮野木字城山	貝塚		
同 犢橋村大字犢橋字貝塚畑	貝塚		
同 二宮村大字瀧臺	貝塚		
東葛飾郡葛飾村大字古作	貝塚		
同 中山村大字中山	貝塚		
同 同 字北方	貝塚		
同 鎌ヶ谷村大字中澤	貝塚		
同 大柏村大字柏井	貝塚	土器 土偶 打石斧 磨石斧 角器 獸骨	
同 同 字奉免	貝塚		
同 塚田村大字前貝塚	貝塚	石棒 土器	

東葛飾郡塚田村大字後貝塚	貝塚	土器 打石斧 石鏃 凹石 圓石 貝輪	
同 國分村大字國分	貝塚	土器 磨石斧	
同 同 大字曾谷	貝塚	磨石斧 石棒	
同 同 字イゴ塚	貝塚	打石斧 磨石斧	
同 八幡町大字宮久保	貝塚	土器 石鏃 石器類	
同 市川町國府臺駒形社傍	貝塚	土器 石鏃 石器類	
同 高木村大字八ケ崎	貝塚	磨石斧	
同 千代田村大字柏字上ネゴ	貝塚	打石斧 磨石斧 石棒	
同 同 大字柏字下ネゴ	貝塚	磨石斧	
同 同 大字戸張	貝塚		
同 豐四季村字豐四季	貝塚		
同 小金町大字二ッ木	貝塚		
同 馬橋村大字馬橋	貝塚		
同 流山町大字鰭ケ崎	貝塚		
同 同 大字三輪野山	貝塚	土器 打石斧 磨石斧 石棒	
同 八木村大字野々下	貝塚	磨石斧	

同 大字市野谷	貝塚	磨石斧	
同 新川村大字上新宿字向宿	貝塚	土器	
同 同 大字上貝塚	貝塚	石棒	
同 梅郷村大字山崎	貝塚		
同 野田町大字清水	貝塚		
同 野田町大字中野臺	貝塚		
同 同 大字上花輪字江戸尻	貝塚		
同 七福村大字岩名	貝塚		
同 關宿村大字元町	貝塚		
同 湖北村大字中里	貝塚		
同 同 大字古戸	貝塚	土器 打石斧 磨石斧	
同 我孫子町大字我孫子宿大光寺内	包含層？	土器 土版 打石斧 磨石斧	
同 同 字同停車場傍	貝塚	打石斧 磨石斧	
同 同 大字下ケ戸	貝塚	土器 磨石斧	
同 同 大字高野山字柴崎	貝塚	磨石斧	

東葛飾郡我孫子町大字都部（大イチブ）				
同	富勢村大字宿蓮寺			
同	同 大字布施字古谷坪			
同	同 大字久寺家			
同	風早村大字大井村舟渡			
同	同 大字大島田			
同	同 大字箕輪字道堀			
同	千賀村大字泉			
同	同 大字若白毛			
同	同 大字岩井			
同	同 大字鷲ヶ谷			
同	同 大字柳戸			
同	同 大字片山			
同	同 大字手賀			
同	同 大字布瀬			
包含層？				
包含層？	貝塚			
包含層？	貝塚			
包含層？	貝塚	土器 土偶 打石斧 磨石斧		
		磨石斧		
		打石斧 磨石斧		
		磨石斧 石鏃		
	貝塚	土器 打石斧 磨石斧 石棒		
		土器 土偶 打石斧 石棒 貝輪 骨器 磨石斧		
		磨石斧		
		土器 打石斧 磨石斧 石棒		
	貝塚	土器 磨石斧		
		土器 廂髪土偶		
	貝塚	磨石斧 石棒		

印旛郡臼井町大字臼井				
同	大字江原新田			
同	内郷村大字岩名字石井			
同	佐倉町大字大蛇			
同	根郷村大字六崎			
同	同 大字寺崎			
同	和田村大字八木			
同	公津村大字臺方			
同	同 大字八代			
同	六合村大字吉高			
同	宗像村大字戸塚			
同	船穂村大字船尾			
同	同 大字泉新田			
同	安食町大字酒直			
同	同 大字麻生			
包含層？				
	貝塚	土器 磨石斧		
		土器 土偶 石器		
		土器		
		石斧		
		磨石斧 圓石		
	貝塚	打石斧 磨石斧 石棒 圓石		
		打石斧 磨石斧 石棒		
		打石斧		
	貝塚	打石斧 磨石斧 滑車形土器		

印旛郡豐住村大字與津	貝塚	土器	石鏃 打石斧 磨石斧	
同　同　字北那鳥	貝塚	石器	砥石 凹石 錘石 玉	
同　久住村大字荒海	貝塚		土器 燒塩具	
同　同　字磯野	貝塚		土器 打石斧 磨石斧 貝輪	
同　八生村大字寶田	貝塚	砥石？		
同　同　字福田	貝塚		土器 石器	
同　中郷村大字野毛平	貝塚		土器 石器	
同　同　字新妻	貝塚		土器 石器	
同　成田町字鄉部三ノ宮神社附近	貝塚	土器 石皿 磨石斧		
同　遠山村大字駒井野	貝塚		土器 石器	
香取郡滑川町字栗山	貝塚	磨石斧 石剝刀		
同　小御門村大字名古屋小御門神社附近	貝塚	土器 石器		
同　米澤村大字植房	貝塚		土器 石器	
同　東大戸村大字玉造	貝塚		土器 石器	
同　香取町大字香取香取神社境內	包含層？貝塚	土器 土偶 石器 骨器		

同　津宮村	貝塚	土器		
同　同　神里村大字清里	貝塚	土器 石器		
同　同　大字木内	貝塚		土器 石鏃 打石斧 磨石斧	
香取郡良文村大字阿玉臺字先堂	貝塚		砥石 凹石 錘石 玉	
同　同　大字貝塚	貝塚		土器 燒塩具	
同　多古町大字染井	貝塚		土器 打石斧 磨石斧 貝輪	
同　飯高村大字飯高	貝塚		土器 石器	
同　同　大字金原三社大神境內	貝塚		土器 石器	
同　東城村大字小南	包含層？貝塚	土器 土偶 磨石斧 石劍 石棒 鉤針 骨器 貝輪		
海上郡海上村大字余山	貝塚		土器 石器	
同　椎柴村大字猿田八木山ノ畑地	貝塚		土器 石器	
同　同　字長山の臺地	貝塚		磨石斧	
匝瑳郡匝瑳村大字大浦	貝塚	土器 石器		
同　飯岡町大字下永井	貝塚	土器 石器		
同　豐榮村大字貝塚	貝塚	土器 土偶 石器		

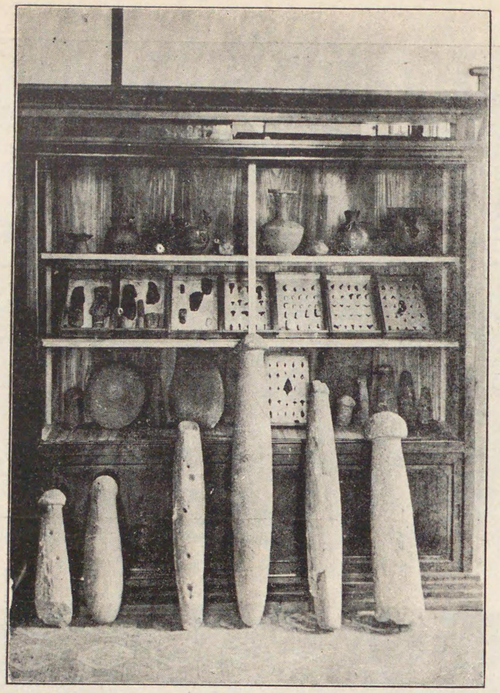

石器時代遺物其一（君津郡）

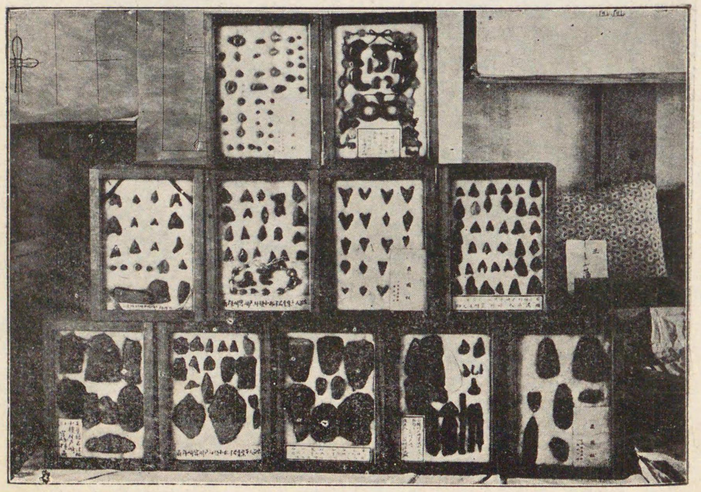

石器時代遺物其二（君津郡）

九條塚發掘の狀況　（君津郡飯野村）

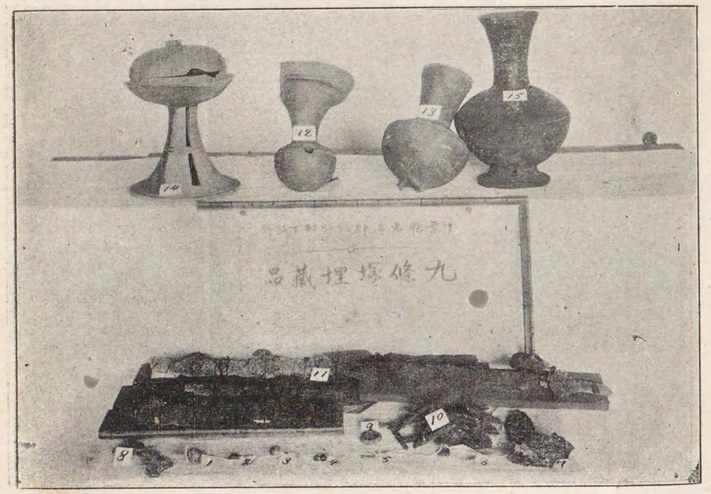

九條塚副葬品　（君津郡飯野村）

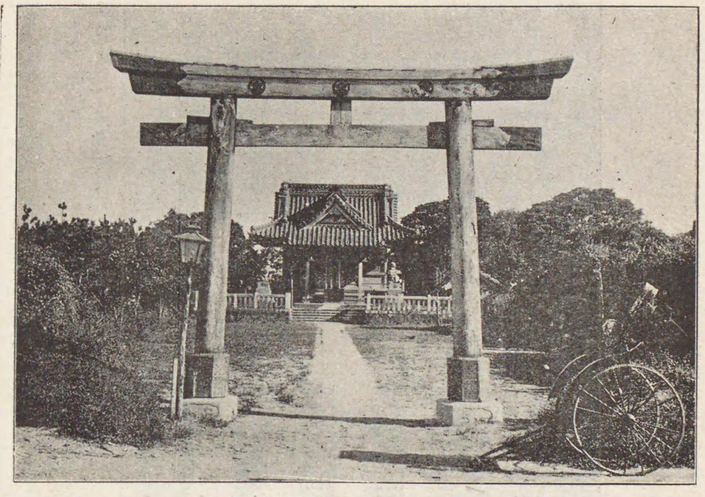

吾妻神社　（君津郡木更津町）

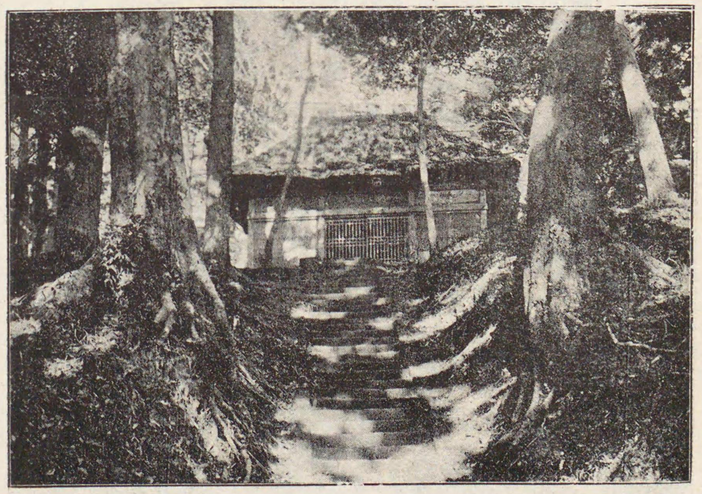

鹿野山白鳥神社　（君津郡秋元村）

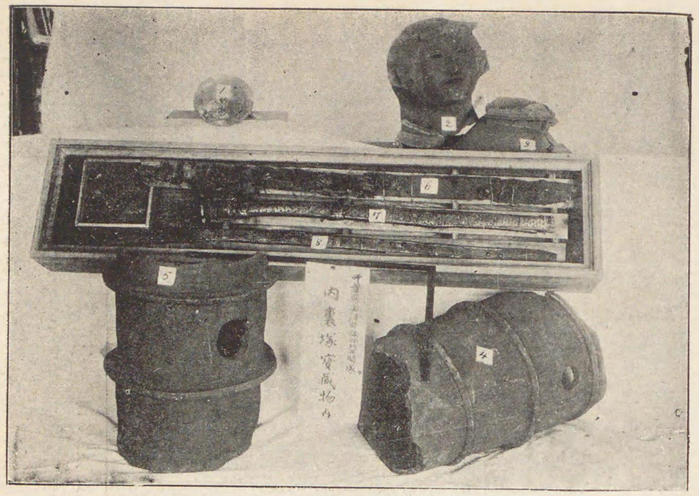

内裏塚副葬品（君津郡飯野村）

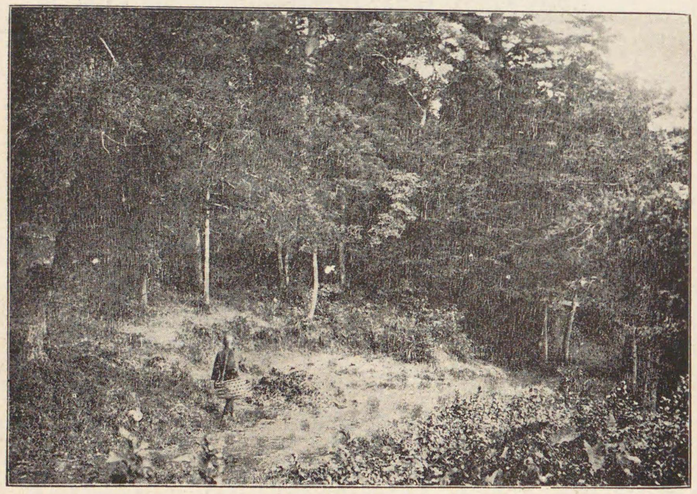

印旛國造の塚（印旛郡公津村）

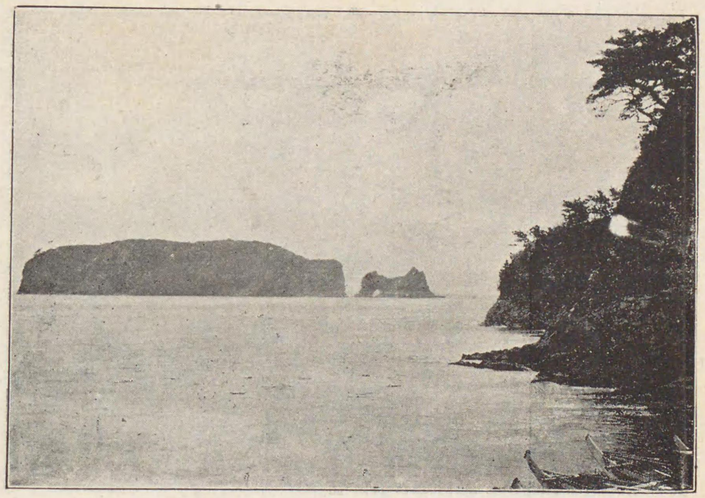

浮島（安房郡勝山町）

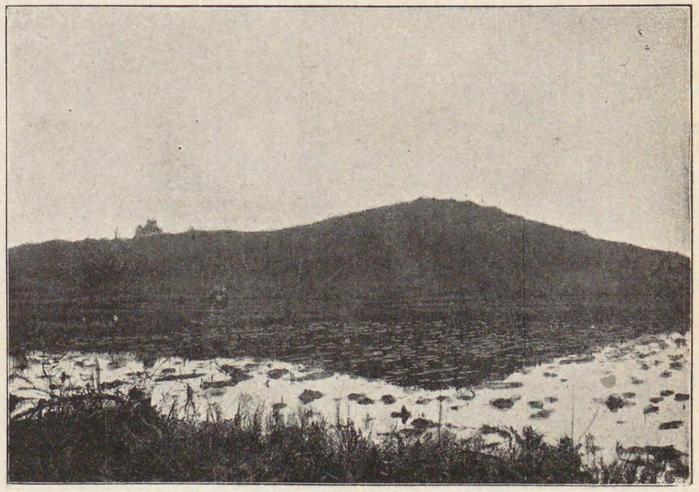

九條塚發掘前の光景（君津郡飯野村）

四大須賀の古窩（香取郡取香川）

第二章　上古

第一節　崇神天皇以前の房總

神代本縣は上古の東方十二道、中古の關東の一部にして、房總三箇國の大部分を包有せり。關東は本邦中最も形勝の地を占め、房總は關東中亦最も形勝の地にして且豐饒の土なり。故を以て天孫我が日本國土の經營に當らせ給ふや、この沃土に早く注目し、武勳赫々たる經津主命、武甕槌命の二勇將を遣して關東を經略せしめ給へり。兩將は各其の部下を率ゐて海路浪逆浦、香取の海に至り、武甕槌命は常陸に上陸し、經津主命は下總に上陸して各蠻民を追討し給ひき、蓋し經津主命最初の上陸地點は津宮にて、その根據地は香取地方なりしならん。津宮は利根川沿岸の要港にして、今は香取神宮より半里を隔つれども昔時は香取神宮に接近せしなるべし、香取神宮附近の根本と稱する地に津宮の東宮、西宮兩社あるを以て知るべし。今猶香取神宮の一鳥居は津宮の利根川水中に立てるは故あることなり。香取は此の地方に於ける形勝の地にして、津宮以下利根

川沿岸十數里を一眸の內に收め、遠く常陸の鹿島神宮を見るを得、三方は水田にて昔時にありては蓋し海中にありて殆ど半島の形を爲したりしが如し。今の官幣大社香取神宮は當時經津主命の靈柩を奉祀せし所なるべし。香取御子神社の下總は勿論武藏・兩野等に多く存するを見れば、其の威武關東を壓し、子孫の此の地方に繁衍して、勢力を振ひたりしことを推想するを得べし。神武天皇の御代に至り、天太玉命の孫天富命を遣して、沃土を求めて殖民せしめ給へり、天富命卽ち阿波國の忌部を分ち率ゐ、東國に來りて麻・木綿を播植し、產業を奬勵し給へり。麻の好く生せし處を總の國と稱し、穀木の好く生せし所を結城の國と稱し、齋部氏の居住せし處を安房國と稱す、今の官幣大社安房神社は、天富命の靈柩を奉祀せし所なり。總は古語麻にして、今下總國に匝瑳・布佐の地名存するは蓋し之に因るなるべし。結城は穀木(木綿)にして、今の結城地方に木綿を產せしに因るべく、安房は阿波より出でたるものにして、其の本義は粟なり。かくて天孫人種漸次繁殖し、次第に田園開け產物に富むに至れり。然れども大和朝廷より僻遠の地にあるを以て、王化に霑ふこと鮮かりき。

王化始めて本縣の地に及ぶ　崇神天皇の時に至り王化未だ諸國に普からざるを以て、四方不逞の徒を征伐し國土の統一を圖らんがために、天皇の十年に四道將軍を發遣したまひ、大彥命を北陸に、其の子武渟川別命を東方十二道に遣して、敎に從はざるものを討平せしめらる。二將各命を奉じて各地を巡視討平し、遠く東方會津に至り、父子相會して歸京し給へり。本居宣長は東方十二道は果して何れの國々を指せるか確かならざれども、試にいはゝ伊勢・尾張・參河・遠江・駿河・甲斐・伊豆・相模・武藏・總・常陸・陸奥ならんと云へり。東方十二道は景行天皇の條及び國造本紀にも見え、其の他諸書に東方諸國造十二氏等の語あるによらば大凡一定の國ありしと見え、本居氏の云ふ所稍眞に近きが如し。卽ち此の說によれば房總の地も武渟川別命の巡察せられたる處なり、安房・朝夷・香取諸郡に健田郷あるも、蓋し武渟川別命の子孫たる竹田臣の居住せし處なるべく、其の子孫の房總の地に蕃衍せる狀推して知るべし。四十八年皇子豐城入彥命を遣して東國を治めしめらる、總國もまた其の管轄內にありしならん。蓋しこの時北境の蝦夷漸く勢盛んにして、邊疆騷擾せるを以て特に皇子を發遣して、關東地方を鎭

撫せしめたまひしものなるべし。

第二節　景行成務の御代に於ける房總拓殖

武内宿禰の巡察　景行天皇の二十五年七月、武内宿禰をして東方の國土風俗を巡察せしめ給へり。この時房總の地も亦巡視の内にありしなるべし。安房平羣壬生上總宗我部下總雀部は、共に其の子孫たる壬生朝臣宗我部朝臣雀部朝臣の居住せし地なり。二十七年二月宿禰還り奏して曰く、東夷の内日高見國あり土地沃饒にして廣濶なり、是を蝦夷といふ、伐ちて取るべしと。然れどもこの時九州の地に熊襲叛して勢強盛なりしを以て、朝廷力を東方に用ふること能はざりき。是に於て蝦夷益、跋扈して、邊疆屢、騒擾せしが、九州鎮定するに及びて大に東方經營に力を盡されたり。

日本武尊の東征　四十年七月天皇親ら斧鉞を皇子日本武尊に授けて、東國を征討せしめ給へり。吉備武彦大伴武日連之に從ふ。十月尊都を發し伊勢に到り大神宮を拜し、倭姫命より天叢雲劒を受け、尾張を經て駿河に到り賊を平げ、進

んで相模に入り、三浦郡走水に着き給ふ。將に東上總に赴かんとして曰く、これ小海のみ跳り渡るを得べしと。然るに海上暴風忽ち起り、船大に漂ひ殆と危し、妃弟橘姫命啓して曰く、これ恐らくは龍神の祟ならん願くは身を以て代らんと、言終つて身を怒濤中に投じ給ひしかば、暴風止み船上總に著するを得たり。尊の上陸地點及び上總征服の進路詳ならずと雖も、上陸地は恐らくは木更津附近なるべし。地形によりて考ふるに、走水と一衣帶水を隔てゝ最も近き地は富津にて、富津に近くして良港なるは木更津を措いて他に求むべきなし。加之木更津の字八幡町に八劒八幡神社あり日本武尊以下五神を合祀し、大字吾妻に吾妻神社あり日本武尊弟橘姫を祀れり、以て證とすべし。上陸後追討のため或は山路を跋渉し給ひしか、或は軍を分ちて海陸二途を進み給ひしか今詳ならざれども、君津郡根形村三黒に吾妻神社、鹿野山宿に白鳥神社、周南村皿引村に皿引神社、安房郡大山村平塚大山寺内に高藏神社、岩井村坂本に熊野神社あり、何れも皆日本武尊若くは弟橘姫を祀りたれば緣故なしとも斷ずべからず。尊は淡水門（アハノミナト）（今の館山港）を出船し、大鏡を懸け、葦浦を廻り横に玉浦を渡り、竹水門に到り上陸し

て蝦夷を征服し、日高見國より常陸・武藏・甲斐・信濃・美濃・尾張を經て、伊勢國能褒野に到り病を以て薨じ給ひしは景行天皇紀に明かなり。安房郡の舊朝夷郡太海村に大字吉浦あり、其の地海に面し岬角あり一の海灣をなす、蓋し葦浦の故地ならん。而して玉浦は九十九里灣の稱ならん、長生郡の東岸に玉前神社あり其の前面を總べて玉浦と稱す、蓋し其の遺名ならんか。

景行天皇の巡狩　五十三年八月景行天皇日本武尊を追懷し、其の平定せられし國々を巡狩せんとて伊勢國に幸し、東海に入り十月上總國に到り淡水門を渡りて、安房國浮島宮に駐輦し給へり。この時高橋氏の祖磐鹿六雁命葛を以て手繦とし、白蛤を膾となして獻す、天皇之を賞して膳大伴部の稱を賜ふ、依りて諸國に大伴部を置かる。舊長狹郡に伴部郷あり、蓋しこの時置かれし所の伴部にてならん。天皇更に進んで葛飾野に行幸して狩獵し、遂に印波國鳥見丘に登りて東方を望み、進んで常陸國信太浮島に至り、十二月伊勢に還り、明年京師に還幸したまへり。葛飾野は卽ち葛飾郡なり、また印旛郡萩原村に鎭守鳥見明神あり、印旛湖中に斗出して東方を一望の下に見ることを得べし、蓋し鳥見丘の故地ならんと云ふ。

五十五年二月豐城入彦命の孫彦狹島王東方十五國の都督に任ぜらる。未だ任に赴かずして病んで薨ず。依りて明年其の子御諸別王を遣して東國を鎭撫せしめらる。王任に赴きし國内治平す、こゝに於て東國久しく無事なるを得たり。子孫東國に蕃衍し、房總の地にも其の子孫車持朝臣・阪本朝臣・大網臣等居住せり。長生郡(舊長柄郡)に車持、同郡(舊埴生郡)に坂本、山武郡(舊山邊郡)に大網あり、蓋し同族の居住せし地なるべし。

地方官の配置　景行天皇につぎて立ち給へるを成務天皇とす、父祖の意を繼承して大に地方の政治を改革せらる。卽ち卽位の五年九月諸國に令して國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置き、楯矛を賜ひて表となし、山河を堺として國縣を分ち、阡陌に隨ひて邑里を定め給ふ。これより先き、神武天皇の時國造・縣主を置きて地方政務を行はしめたまひしも、僅に近畿のみにて遠きに及ばざりき。崇神天皇四道將軍を遣し、景行天皇或は親征し或は日本武尊を遣して東西不逞の

徒を征したまひ、皇威漸く四方に及べり。然れどもなほ邊陬の豪族等野心を悛めざるもの多かりき。蓋し當時劃然たる國郡の區畫なく、縣邑里の境堺なく、君長なかりしが爲めならん。成務天皇地方政治を刷新するの必要を認め、國縣邑里を定め國造縣主を置き給へり。本縣の地に置かれたるは須惠國造馬來田國造・伊甚國造・上海上國造・菊麻國造・武社國造・阿波國造なりき。この時日本全國にして、總の地は其の第一位に居れり。蓋し本縣の地は早く經津主命の威令行はれ、土地沃饒にして天富命産業を奬勵したまへるを以て、國富み戸口多かりしによるなるべし。應神天皇の御代下海上國造印波國造を置かる。長狹國造・千葉國造は建置の時を詳にせず、此の他猶若干の國造ありしやも知るべからず。右に擧げたる内阿波・上海上・菊麻・伊甚・下海上の五國造はみな建比良鳥命の後なり、建比良鳥命は經津主・武甕槌二勇將に隨つて東國を平定せる武將の一人にして、其の子孫の多く封ぜられたるは最も注目すべき點とす、この外縣主・稻置等の配置ありしならんも、記錄闕けて詳ならず。國堺に就きても紛擾ありしと見え、崇峻天皇の二年七月宍人臣雁を東海道に遣して、東

方濱海の諸國境を巡視せしめ給へり、房總の地も亦其の中にありしならん。

第三節　國造

我が國の國造は神武天皇即位の二年、珍彦を倭國造、劒根を葛城國造とし給ひしを初めとす。猶國造本紀によればこの時凡河内・山代・伊勢・素賀・紀伊・宇佐等の國造を定められたるなり、蓋し國造の創置によりて皇威振張の有樣を察するを得べし。卽ち神武天皇の時には僅に近畿に止まりしが、崇神天皇四道將軍を發遣したまひし結果として、科野・久比岐等十國の國造を置き、皇威越後・出雲・石見・三備・四國・九州の一部に及べり。尋いで景行天皇東西を征服し給ひしより王化遠近に及び、景行天皇の御代に六國を置き、成務天皇の御代に六十三國を置くに至れり。後仲哀・應神・仁德・反正・允恭・雄略・繼體の諸帝みな國造を增置せられ、其の數百三十六に達したりき。今本縣下に於ける國造を左に略說せん。

須惠國造　須惠は菅麻植の略言なりと云ふ、天富命移民して好麻生せしより起りし名なるべし。成務天皇始めて之を置き天津彦根命十四世の孫建許侶命

（茨城國造の祖）の子大布日意彌命を以て國造に補せらる、蓋し後の周准・天羽二郡の地を管せしならん。大布日意彌命の事蹟詳ならず、葛飾郡に意富比神社あり、相馬郡に大井郷あり、命の名に緣故あるが如し。姓氏錄に末使主は天津彦根命の子、彦稻勝命の後とあれば須惠國造の族なり。又額田部湯坐連・三枝部連高市縣主は皆同族にして、天津彦根命の後なり。周准郡に額田郷・湯坐郷、市原郡建市（建市、今武士に作る、市西村に屬す）に建市神社あり、千葉郡に三枝郷あり、皆其の一族の居住地にして、建市神社には其の祖先を祀れるならん。傳へ云ふ、君津郡飯野村二間塚の古墳は須惠國造累世の墳墓ならんと。

馬來田國造　萬葉集宇麻具多に作る、國名は麻苧田の義なり、此の地に好麻を生ぜしより起りしか、後世望陀布を朝貢せしも由緒あるべし。成務天皇始めて之を置き、須惠國造と同祖建許侶命の子深阿意彌命を以て國造に補せらる、蓋し後の望陀・畔蒜二郡を管せしならん。里傳に云ふ、國造は今の根形村大字飯富に治せしが、廢せられし後飫富神社の祠職となり、子孫其の職を襲げりと。村岡良弼は飫富は長狹國造の同族多臣の居りし所にして、飫富神社は其の祖神八井耳命を祀れるならんと云へり。社の東方鏡峯の山中に二の古墳あり、神鏡を納めしより名づくと傳ふ、或は云ふ國造の墓ならんと、稍信すべきに似たり。繼體天皇の妃坂田廣媛の所生に馬來田の皇女あり、蓋し馬來田國造を賜ひて、此の地を皇室御領とし給ひしにより名づけたるものか。

上海上國造　又上菟上に作る、下總國の下菟上に對して云ふ、海上の義か。內山眞龍は麻苧之國の上の義とせり、村岡良弼は項髮の義とし、海上の一帶山阜を以て望陀につゞき、馬の項髮に似たるより名付けたるならんと云へり。成務天皇始めてこれを置き、天穗日命の八世の孫忍立化多比命を以て國造に補せらる、後の海上郡（蓋し養老川以南にして今の市原郡の一部分）を管せしなるべし。神護景雲元年上總國海上郡人檜前舍人眞建麻呂に姓上總宿禰をたまひ、承和七年武藏の人檜前舍人由加麻呂を土師氏となす、蓋し同族なるべし。里傳に云ふ、國造は東海村大字海保に治せり、八幡臺にあるは卽ち國造の古墳なりと。

伊甚國造　又伊自牟に作る、內山眞龍は泉の義とし、鈴木重胤は出雲國出雲郡に伊甚神社ありて建比良鳥命を祀りたれば、蓋しこの名を移せるものならんと

云へり。成務天皇始めてこれを置き、天穗日命の子建比良鳥命の後なる伊許侶邊命（安房國造の祖）の孫、伊己侶止直を以て之に補し、後の夷灊郡の地を管せしめらる。後安閑天皇の皇后に獻じ屯倉として皇室御領となす。天皇卽位元年四月内膳卿膳臣大麻呂勅を奉して珠を伊甚國にもとむ。伊甚國造稚子、直等都に上ること遲く、時を經て進せず。大麻呂大に怒り、國造等を收縛して推問す、直恐懼して逃れて後宮の内寢に匿れたり、春日皇后直の在るを知らず、驚駭して顚倒し給ふ、直闌入の罪に坐して重科に處せられしかば伊甚屯倉を獻じて罪を贖ふ、因りて伊甚の屯倉を定む。蓋しこの時皇后皇子なく、其の名の亡びんことを哀みたまひしにより詔して皇后の爲に屯倉を置かれしならん、これを皇妃の屯倉を置きし始めとす。里傳に云ふ今の大字國府臺（今國吉町）は國造の治所にして、城地と稱するは其の故址なりと。又大字布施の古墳は國造の墓ならんと、未だ遽かに信じ難し。

武射國造　无邪又は牟邪に作る、名義詳ならず。成務天皇始めて之を置き孝昭天皇の皇子天押帶日子命の後、和邇臣の祖、彦意祁都命の孫、彦忍人命を以て國造となし給へり、蓋し後の武射山邊二郡の地を管せしならん。神護景雲元年三月陸奥の人春日部奥麻呂等に武射臣の姓を賜ふ、元慶三年紀に武射の臣助守の名あり、皆同族なり。天押帶日子命の後にも、小野朝臣、山上朝臣、知多臣、飯高君あり。武射郡に隣して山邊郡あり、下總海上郡に小野鄕、香取郡に山上鄕、千田庄、飯高村等あり、皆武射郡と相隣れり。蓋し其の族の居住地なれば一族の蕃衍せしと推して知るべし。今山武郡豐成村に大字武射田あり、國造の治所なりしと傳ふ。

菊麻國造　成務天皇始めて之を置き、无邪志國造の祖、兄多毛比命の子大鹿國直を以て國造となし給ふ、上ッ海上ノ國造と同祖なり。高橋氏文（本朝月令、政治要略、年中行事祕抄に引用す）を案ずるに、景行天皇東巡して安房國浮島の行宮に居たまひし時に、无邪志國造の祖大多毛比、知々夫國造の祖天ノ上腹等奉仕したるを以て、功により其の族人を以て國造に補したまひしものなるべし、後の市原郡（上海上郡なり）を管せり。里傳に云ふ、今の市原村大字能滿に治せりと、後に上總國府のありし地なり。明治村大字妙香に古墳あり、大鹿國直及び其の子鹿直の墓なら

んと云ふ。

阿波國造　成務天皇始めて之を置き、天穗日命の八世の孫彌都侶伎命の孫大伴直大瀧を以て之に補し給ふ、後の安房郡を管せしなり。高橋氏文（群書類從卷八十六年中行事祕抄に引用）を案ずるに、景行天皇東巡して安房の浮島の行宮に到り給ひし時、磐鹿六雁命饌羞の事を掌りし功を賞して、膳大伴部を賜ひて安房國の長となし、長く子孫の國とし給ひしこと見えたれば、大伴直大瀧は六雁命の子孫にして國造本紀天穗日命の子孫としたるは誤脫あるによるならん。上總の國夷隅郡に大多喜（大瀧とも書す）あり、或は其の族人の居所か、後の安房・平二郡の地を管せり。神龜元年二月の續紀に大伴、直南淵麻呂、大伴、直宮足あり、神護景雲三年十一月の條に大伴部、押人、寶龜八年六月の條に武藏國入間郡の人大伴部直赤男あり、皆同族なるべし。

下ッ海上ノ國造　また下菟上に作る、名義は上海上の條に述べたり。應神天皇始めて之を置き、天穗日命の子建比良鳥命の後、久都岐、直を以てこれに補し給ふ。國造本紀考出雲國造系圖に記載の天穗日命五世の孫櫛月命其の人ならん、若し

然らば久の下に志を脫したるなるべしと云へり。其の管する所は後の海上・匝瑳・香取及び常陸國鹿島郡の南部なりしが如し、萬葉集に下總國防人、助丁海上郡、人海上國造他田日奉直德太理、神護慶雲元年紀に海上國造他田日奉、直德刀自、仁和元年閏三月の三代實錄に下總國海上郡大領上海上國造他田日奉、直春岳あり。東大寺正倉院文書海上國造他田、日奉部神護が海上郡の大領たらんことを申請の解に、「祖父忍は孝德天皇の朝に少領に任じ、天武天皇の朝に父宮麻呂之を襲ぎ、持統天皇の朝に大領に進み、兄國足は元明天皇の朝に亦父の職を襲ぐ、願くは父祖の蔭によりて、大領に補せられんことを」云々」と見えたり。然れども此の大化以後任せられし日奉は、上古の國造既に絕えて、他姓にて繼ぎたるものなるべし、後世に至り武藏七黨中に日奉、季直の子平山武者所日奉、季重あり、蓋し其の裔なるべし。

印波國造　桓武天皇紀・延喜式には印播、和名抄には印幡に作る、古訓「イナバ」にして、蓋し稻庭の義なり。村岡良弼は郡中に印旛沼あり、其の地稻に宜しきを以て名づけしならんと云へり。應神天皇の代始めて之を置き、神八井耳命八世の

孫伊都許理命を以て之に補せらる、其の管する所は今の印旛郡(卽ち舊印旛・埴生)の地ならん。公津村大字船形字手黑に古墳あり、(周り一町高さ二丈、上に石槨を露す)伊都許理命の墓なりと傳ふれども詳ならず。

長狹(ナガサ)國造　神武天皇の皇子神八井耳命の後なり、國造本紀に之を脫す。古事記神武天皇の條に、「神八井耳命者長狹國造等之祖也」と見えたり。いづれの時之を置かれしか詳ならずと雖も、應神天皇の代神八井耳命八世の孫伊都許理命を印波國造に任じ給ひしより考ふれば、蓋しこの時ならんか。其の管する所は後の長狹・朝夷二郡の地なるべし。

千葉國造　桓武天皇延曆二十四年十月の日本後紀に「千葉國造大私部直善人に外從五位下を授く」とあり、國造本紀を脫す。村岡良弼は國造本紀を案ずるに、應神天皇の代高皇産靈尊九世の孫千波足尼を粟の國造となす、粟は阿波なり、高皇産靈尊の孫天富命は阿波國より來りて總の國を開拓せり、足尼は其の裔にて此の地に生れ、後祖功を以て阿波の國造に任ぜられしものならんと云へり。管せし所は蓋し千葉・葛飾二郡なるべし。

第四節　古墳

上古我が日本民族の房總の地に於ける發展の狀態は、史籍に據り前章に述べたりと雖も、今更に當時の遺跡遺物に就きて觀察せんか、史籍の闕を補ふに足るもの少からざるべし。

古墳　橫穴・彌生式土器　抑も當時の遺跡として主要なるものは古墳・橫穴及び彌生式土器發見地の三と爲すべし。古墳は高く土壤を盛りて墳墓に充てしものにて、內部に石槨を築き種々の副葬品と共に屍體を納むるを常と爲す、之に圓塚と瓢塚との二種あり、大小の規模一定せず。圓塚の小なるは五六間より大なるは數十間に及び、瓢塚に至りては數反歩の面積を有するものなきにあらず、また往々溝渠を其の周圍に繞らせるものあり。橫穴は古墳の略式と見るべきものにて、副葬品として發見する遺物亦少からず、大抵東方若くは西方に向へる丘陵の斜面を利用し、橫に穴を穿ちて造れるものなり。彌生式土器は赭色を呈せる素燒にして、製造に轆轤を用ひず手づくねなるを特徵と爲す。其の性質なほ

明かならすして彌生式なる假稱を用ふれども、所謂當時の土師の所製に屬し日用の器たると共に祭祀の用に供せしものゝ如し。この土器始めて東京市本郷區向岡彌生町より發見せられたるを以て名稱とせり。多く平坦なる地下一二尺の所に於て薄層を爲す。此等の遺跡は大抵海岸に近き所にあらざれば、河流に沿ひて眺望佳良なる地に存するを常とす。

此等の遺跡は何れも本縣下に散在するを認むれども、彌生式土器發見地は僅に豐房村東長田(安房)・青堀村大堀(君津)・津宮(香取)等の數所に過ぎず。然れども其の遺跡の乏しきは啻に本縣下に於けるのみならず、帝國の各地また同一の傾向を有するは、地下に埋沒せると世人の注意を惹くこと少きとによるなるべし。

横穴は輕砂岩の如き地層にあらざれば其の築造に適せざるより、自ら所在の地域を限られ、安房に最も多くして上總これに亞ぎ、下總に至りては漸く海上郡の方面に其の存在を認むるに過ぎず。古墳は分布の範圍廣くして其の數夥きのみならず、これより發見する遺物また多く、遺跡中の主要なるものに屬す。瓢塚は上總に多くして、圓塚は下總に夥しき傾向を有せり、安房鴨川の内裏塚、上總飯野の内裏塚、下總龍角寺の石槨の如き、其の規模の壯大なること近畿地方のものに比して讓らざるもの少しとせず。而して其の分布の大勢を見るに、石器時代の遺跡と同じく、安房南端の地より東北に亙りて夷隅・長生・山武・匝瑳・海上の外洋に面せる諸郡は、其の數甚だ乏しきに關はらず、東京灣に濱せる君津・市原・千葉の三郡と、利根川の流域に沿へる香取・印旛・東葛飾の三郡に於ては、其の數頗る夥しきものあり。從つて上古我が民族の繁榮せしは、此等の地方なることを知るに足れり。

關東の地は九州北部・近畿地方と共に古墳の群集するを以て名あり。蓋し此等の地方特に房總は經津主命・建比良鳥命東征の根據地にして、天富命の殖民せられし最初の地なること前既に述べしが如し。卽ち上代に於ては我が日本民族發展の策源地なりしを以て、疾く豪族の據る所と爲り住民群居し、從つて墳墓築造の事盛なりしに基くものなるべし。且關東に於ては古墳より發見せる埴輪・土偶及び土馬等最も多く、近畿の地と雖も達く及ばざるものあり。而して關東中房總は古墳の存在夥しく、埴輪類の發見最も多しとす。

古墳の形狀　從來學者は古墳の形狀を大抵圓形・瓢形の二種に大別すれども、上總地方には往々方形を呈するものあり、是を房總地方に於ける古墳の特色とす。朝鮮の北部には其の例なきにあらざれども、內地に在りては纔に近畿附近に二三の類例を存するに止まり、未だ多く其の存在を聞かず。固より踏査遍からざるを以て、將來の發見は保し難しと雖も、少くとも現今に於ては一異形として特筆するに足るべし。また古墳の內部に築きたる石槨は、多くは堅剛なる巨石を用ふるを常とすれども、本縣下には巨石を產出すること少きにより、大抵砂岩質の切石を以て組成せしなり、また石槨の規模比較的大ならざるのみならず、往往之を存せざるものあり。蓋し當時木材を用ひて之を營みしにより、腐朽して其の遺片を止めざるに至りしものゝ如し。從つて石槨の內部に納むる石棺の如きも殆ど存するなく、或は代ふるに陶棺を以てせる一二の類例を見る。又石枕あり、石枕は屍體の頭部を置かんが爲めに造れるものなり。大和地方に於ては纔に一二の發見ありしに止まれども、下總に於ては屢之を發掘することあり。又君津郡清川村祇園の一古墳よりは、嘗て其の類例を見ざる銅製鍍金の鮮麗なる一兜を出し、また同地の他の古墳より銅製鍍金の鐔にして、銀覆輪を施せるものを得たる如き、或は同郡飯野村より角製の鳴鏑を發見せしが如きは、最も研究上有益なる資料たると共に、縣下の古墳が諸種の遺物に富めるを以て當時繁榮の土地たりしを知るを得べし。今縣下に於ける古墳橫穴の遺跡遺物の分布を圖及び表によりて示さば左の如し。

地名	遺跡	遺物
安房郡館山町	橫穴	赤素燒土器　曲玉
同　豐房村大字東長田		瑪瑙質曲玉　齋瓮
同　大字古茂口		赤素燒土質齒車形小圓板
同　大字大貫	橫穴	齋瓮
同　館野村大字山本字蕨臺	古墳	曲玉　管玉　鐵器
同　大字稻字ニシサク	橫穴	

安房郡國府村大字海老敷	古墳		
同 豐田村大字小戸	横穴（群集）		
同 丸 村大字石堂	同		
同 同 大字珠師ヶ谷	同	瓢形	骨刀 齋瓮
同 南三原村	同		
同 太海村	同		
同 鴨川町	同		
同 天津町	同		
同 西岬村	同		
市原郡千種村大字今津朝山	古墳	瓢形	齋瓮
同 同 大字白塚 二ッ塚	同		
同 五井町大字君塚字古塚	同	圓形	齋瓮
同 東海村大字島野	同	瓢形	齋瓮
同 同 大字海保	同	圓形	
同 市原村大字惣社	同	同	

同 市東村大字瀬又字長谷川	横穴		
同 戸田村大字馬立、澤邊、淺間山	同		
同 同 大字柏橋	古墳		
同 同 大字岩崎	同		
同 内田村大字眞ヶ谷	横穴		
同 同 大字宿字御林	同		
同 富山村大字吉澤字安保谷	古墳		
山武郡公平村大字道庭	同	圓形	骨
同 同 大字家之子	同	同	齋瓮
同 同 大字松之郷	同	同	齋瓮 素燒土器
同 丘山村大字小野、天神社近傍	古墳横穴		
同 大和村大字田中	同		
同 同 大字山口	古墳		
同 土氣本郷町	同		
同 成東町大字成東	同		

山武郡松尾町大字松尾			
同	大富村大字眞行寺、佛供塚	古墳	骨・齋瓮・刀
同	豐岡村大字金尾字鬼ヶ嶂	横穴	齋瓮・朝鮮土器
同	大總村大字姥山	古墳	齋瓮・刀
長生郡帆丘村大字本納			陶棺？
同	同　同　字御船町	同穴	
同	豐田村大字長尾	横穴	
同	同　大字澁谷	古墳	陶棺
同	二宮本郷村大字國府關	横穴	
同	同　大字押田	古墳	
同	長柄村大字國府里	同	
同	鶴枝村大字下永吉字東若宮	同	
同	豐榮村大字米滿字關向	同	
同	五郷村大字網	横穴	
夷隅郡上野村大字名木		古墳	素燒土器

同	清海村大字守谷	同穴	骨・齋瓮
同	上瀑村大字横山	古墳	曲玉・管玉・齋瓮・劒
同	同　大字下布施字澤道	同	
君津郡木更津町		同	
同	清川村大字椿	同	土偶・圓筒・石棺
同	同　大字笹子	同	齋瓮・銅椀・鏡
同	同　大字祇園	同	刀・劒・鏃・甲冑
			馬鐸・鈴・轡
同	同　大字永井作	同	
同	同　大字長須賀	同	
同	岩根村大字高柳	同	
同	神納村カンカン塚	同	琴・棕形石製品・刀
同	檜葉村大字奈良輪	同	

君津郡長浦村の海岸			
同	根形村大字飯富	古墳	瓢形圓形
同	同大字三黑	同	
同	小櫃村大字西原	同	
同	同大字俵田	同	瓢形圓形
同	同大字上新田	同	
同	同大字戸崎	同	
同	久留里町大字愛宕	横穴	瓢形圓形
同	同大字向郷	古墳	瓢形圓形群集
同	富岡村大字下郡	同	
同	中川村大字横田	同	
同	波岡村大字大久保	同	
同	周西村大字人見	同	
同	小糸村大字根本字峯畑	横穴	
同	秋元村大字市宿字岩室	同	

齋瓮		
鏡 素燒土器		
齒刀 鏃 齋瓮		
劒頭 齋瓮		

同	貞元村大字貞元	古墳	瓢形圓形
同	飯野村大字下飯野	同	
同	同大字上飯野	同	
同	同大字二間塚	同	
同	青堀村大字大堀	同	
同	同 同	同	
同	同大字青木	同	
同	吉野村	同	
千葉郡生實濱野村大字北生實、字柏崎		古墳	
印旛郡臼井町大字臼井、八形塚		横穴	
同	公津村大字臺方	古墳	
同	同大字北須賀	同	
同	同大字八代	同	瓢形

杏葉鈴		
矢筒形埴輪		
土偶 圓筒 齋瓮		
朝鮮土器 鏡 切子玉		
刀 劒 鏃 鳴鏑		
彌生式土器		
齋瓮		
曲玉 鏡		
埴輪 齋瓮 劒		

印旛郡公津村大字船形	古墳		
同 六合村大字平賀	古墳	横穴	
同 同大字吉高	古墳		
同 白井村	同		
同 同大字名内上谷ッ臺	同		石製模造器
同 安食村大字酒直	同		
同 同大字龍角寺	同		齋瓮
同 久住村大字土室	同		
同 八生村大字山口、船形塚	同	瓢形	土偶 屋根形埴輪 石枕
同 中郷村大字蔦田	同		
同 成田町大字成田	同		
同 同大字寺臺	同		
同 同大字土屋	同		
香取郡滑川町大字西大須賀	同	群集	埴輪 齋瓮

同	同		
同 同 字仙元谷	同		
同 小御門村大字名古屋	古墳	瓢形群集	鏃 鐵鐸 鎧 小刀
同 同大字成井	同		鉸具 直刀 齋瓮
同 神崎町大字小松	古墳		
同 瑞穗村大字谷中字塚越	同		赤素燒
同 本大須賀村大字吉岡	同	群集	石枕
同 香取町大字香取	同	群集	馬鐸
同	同		埴輪 齋瓶 朝鮮土器
同 豐浦村	古墳		刀 鐔 鏡
同 良文村大字阿玉臺	同		埴輪鹿
同 久賀村 字次浦	古墳		齒骨 曲玉 管玉
同 豐和村大字飯塚	同		刀 金具
海上郡海上村大字赤塚	同	横穴	

海上郡船木村	大字船木臺		
同	椎芝村	大字塚本	
東葛飾郡船橋町	大字五日市	字峯臺	
同	國府村	大字曾谷	
同	市川町	大字眞間	
同	同	大字國府臺	總寧寺傍
同	松戸町	大字栗山	字立出
同	明村	大字古ヶ崎	
同	千代田村	大字柏	
同	同	大字戸張	
同	同	大字松ヶ崎	
同	同	大字高田	
同	豐四季村		
同	八木村	大字古間田	
同	同	大字芝崎	

古墳	齋瓮
同	彌生式土器
同	埴輪三
同	齋瓮
同	土偶
同	
同	
同	
同	
同	
同	
同	
同	
同	
同	

同	大字野々木		
同	大字市野谷		
同	大字花野井		
同	大字大室		
同	大字山崎	字新田	字タメノ臺
同	大字金野井		
同	關宿村附近		
同	布佐町		
同	大字中峠		
同	大字中里		
同	大字古戸		
同	大字高野山		
同	大字柴崎		
同	大字岡發戸		

同	土偶
同	彌生式
同	齋瓮
同	土偶
同	
同	
同	
同	
同	
古墳	
同	
同	
同	
同	
同	

東葛飾郡富勢村大字根戸	古墳		
同　大字宿蓮寺	同		
同　大字布施	同		
同　大字久寺家	同		
同　風早村大字塚崎	同		
同　大字大井	彌生式		
同　字同	同	素燒土器	
同　大字大島田	同	瑕珀玉	
同　字箕輪	古墳		
同　大字高柳	同		
同　大字藤ヶ谷	同		
同　字藤ヶ谷新田	同		
同　手賀村大字泉	同		
同　大字若白毛	同		
同　大字岩井	同		

同　大字鷲ノ谷	同		
同　字廣原	同		
同　字金山	同		
同　大字柳戸	同		
同　大字片山	同		
同　大字手賀	同		
同　大字布施	同		
匝瑳郡豐畑村大字大塚原	同	石製模造品	
同　南條村大字小川臺	同	土偶	
同　野田村大字野手	同	石棺	群集

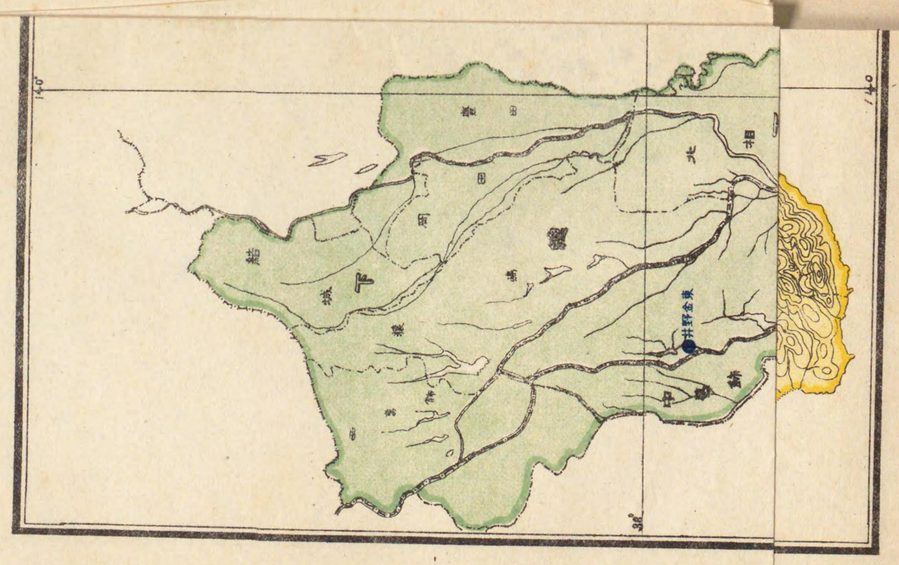
140°
140°
36°
井野金泉

古墳分布圖

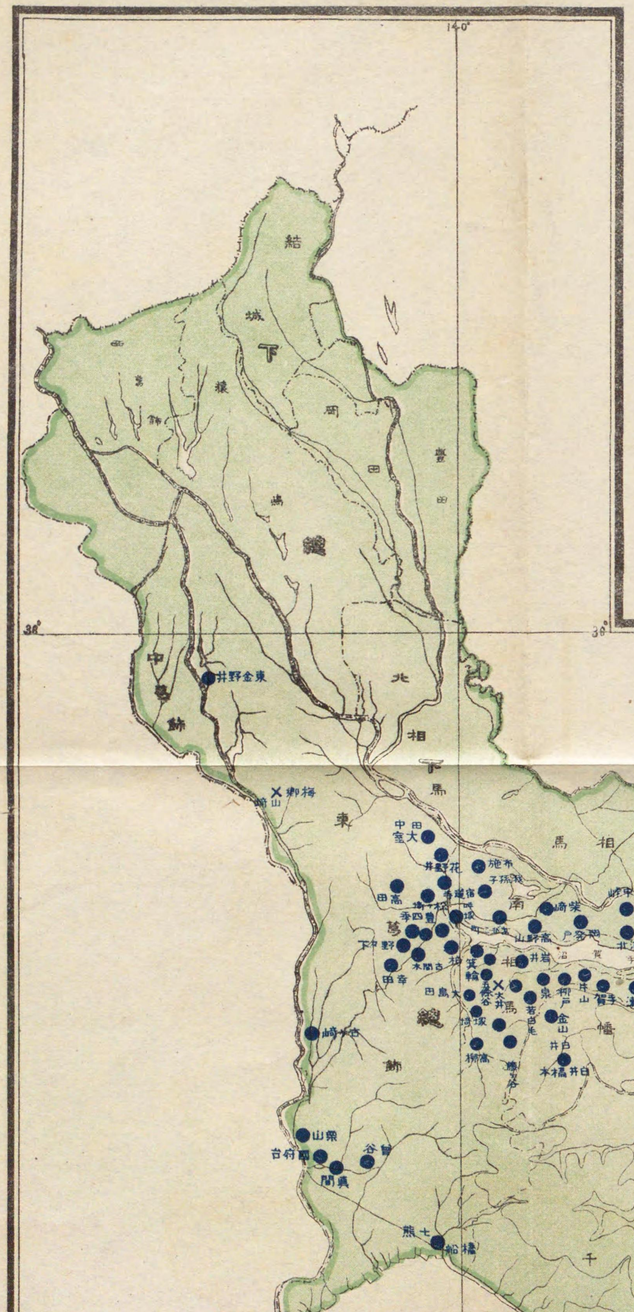

古墳
横穴
弥生式土器

第三章　制度改新時代

第一節　總說

大化の改新　前章に述べたるが如く、上古は國造・縣主・君・別・村主・稻置等ありて地方を治めしが、これ等は何れも後世の大小名の如く、土地人民を私有したるのみならず、朝廷にては諸國に屯倉を置き、田部をして之を司らしめ、歷代の天皇・皇后・皇子等其の名を後世に傳へんが爲めに、御名代・御子代を置きて御料とし、土地を領有し給ひ、又臣・連・伴造等各私領を有し、其の部族を統率したるを以て、皆田園山澤を兼併して、殆ど割據の勢を爲せり。加ふるに朝廷にては、蘇我氏政權を專らにしたるに因り、中大兄皇子中臣鎌足と謀りて之を斃し、孝德天皇を輔けて中央政治及び地方制度の改革を斷行し給へり、之を大化の改新と云ふ。

地方制度　孝德天皇大化元年八月良家の大夫を以て東國の國司に任じ、東方八道を治めしめ給ふ。これ改革の第一歩にして、東國は古來最も重要の地なりしを以て、豫め國司を任補し、改新を喜ばざる邊民を鎭撫せしめたまへるものな

るべし。八道は八國にして、蓋し相模・武藏・上總・下總・常陸・上野・下野・陸奥を指しゝものならんとは、一般の定說なるが如し。この時總國を兩分して上下二國とせり、是より先き記紀以下の書に上總・下總と書けるは、皆後世の追書に係る。二年正月に至り詔して革新の政を布き、世々の天皇の立て給へる子代の民、處々の屯倉及び別臣・連・伴造・國造・村首の有する部曲の民、處々の田庄等を悉く罷め、大夫以上には食封、官人・百姓には布帛を賜ひたり。卽ち從來世襲の領地を改め、稱號を停廢し、國家の有として俸祿に代へたるなり。又始めて戶籍を造り、班田收授、租庸調の法を定め、國郡の界を更定して國司・郡司を置かる。茲に於て國郡の制大に備はり、其の名稱も亦漸く定まる。郡を分ちて三等とし四十里を大郡、三十里以下四里以上を中郡、三里を小郡とし、郡毎に郡司あり、郡司の職は多く之を舊國造の內より選任し、其の性識淸廉にして時務に堪ふるものを取りて大領少領とし、强幹聰敏にして書算に巧なるものを主政・主張としたり。而して從來の國は多くは郡となり、國造は郡司に任補せられたるが如し。海上國造他田ノ直忍が海上郡の少領に任ぜられたるが如きは、國造を郡司としたる適例なり。この時よ

り國は廣大となりて從來の如く狹小なるものにあらず、國司の管する所大にして、從つて其の權力盛んなるに至れり。

大化五年下總海上國造の部內輕野以南を割きて、常陸那賀國造部內を割きたる地に併せ、鹿島郡を置きて鹿島神宮の神郡とせり。香取神宮は鹿島神宮と共に朝廷の崇敬厚かりしを以て、この時海上・印波兩國造の部內を割きて、香取郡を立て神郡としたるものならん。

天武天皇十二年、諸國の境界未だ定らざるものありしを以て、羣臣を遣してこれを正さしめ、十四年諸臣を六道に遣して國司・郡司の情狀を巡察せしめたまへり、東海道の使者は都努朝臣牛飼なりき。

第二節　大寶令の地方制度

文武天皇大寶二年律令を制定し天下に布告せらる、之を大寶律令と云ふ。是に於て孝德天皇以來の改革全く完備し、諸制度燦然として備はるに至れり。其の詳細なることはこゝに說明するの要なければ、唯地方制度に關する概略を述

ぶるに止めん。

國司郡司　諸國を事情によりて、大・上・中・下の四等に分ち、又京都よりの距離によりて、遠・中・近の三等に區別したり。前者は土地の廣狹、拓殖の進否等によりたるものなるべし。而して其の類別は令に明記せざれども、延喜式によりて推考するに上總・下總兩國は大國に屬したるもの丶如し。吏員として大國には守・介・大掾・少掾・大目・小目各一人史生三人、上國には守・介・掾・目各一人史生三人、中國には守・掾・目各一人史生三人、下國には守・目各一人史生三人を置く。驛鈴を賜ふにも大・上國は各三口、中・小國は各二口なり。遠・中・近三等の別は京都よりの遠近に依りて定めたるものにて、毎年租庸を納附するに、近國は十月三十日、中國は十一月三十日、遠國は十二月三十日を以て期とし、又官使の往來するに際しても、各其の行程に日數の規定あり、これまた令に明記せざれども延喜式によりて考ふれば、上下兩總は遠國に屬したりしこと明かなり。

郡は之を五等に分ち二十里以下十六里以上を大郡、十二里以上を上郡、八里以上を中郡、四里以上を下郡、二里以上を小郡とす。郡司は大郡に大・少領各一人、主政・主帳各三人、書生八人、案主二人、上郡は大・少領各一人、主政・主帳各二人、中郡は大少領・主帳各一人、主政を置かず、小郡には領一人主帳一人を置きたり。大化以來郡は評と書し、郡司を評督・助督と云ひしが、こゝに至りて皆改めて評を郡と書し、評督を大領、助督を少領とせり。

中外の連絡　中央政府と地方廳との連絡を保たんがために、これが制度を定めたり、中央より地方に發遣する巡察使は常置の官にあらずして、臨時に任命發遣するなり。大寶三年正月之を七道諸國に遣し、國司の政績を巡省して冤枉を申理せしめたり。この時道別に錄事一人を置く、東海道は正六位下藤原房前其の任を命せられり、この後屢、發遣せらる。又按察使・勸解由使・觀察使を任命し、時宜に依りて地方を巡視せしめたり。

地方政廳より中央政府に上る使は所謂四度使にして、地方廳の政績を中央政府に上申す、中央政府は之に由りて、地方政治の如何を檢するなり。四度使とは卽ち大帳使・正税帳使・貢調使・朝集使これなり。

大帳使は、一國の大計帳を上る使なり。大計帳は一に大帳又は計帳とも稱し、

戸籍に關する帳簿なり。毎年六月三十日以前に地方官等は家口年記を注具し、八月三十日以前に太政官に送る。この計帳に附して隱首括出（オンシュクワッシュツ）帳・雜戸帳・陵戸帳・出擧帳・貢帳・使名帳・郷戸課丁帳等を上るなり。

正税帳　使は一國の正税帳を上る使なり。正税帳は一國内の正税の穀類雜用を記せるものにして、毎年二月三十日以前に太政官に申送す。之に附して神税帳・國分寺及び定額寺年文・義倉及び官田地子等帳・營田收納帳・諸國品位田帳・諸寺燈油帳等を上るなり。

貢調使　貢調使は又調使とも云ひ、調帳を上る使なり。調帳は一國内の調庸物を記せるものにて、之に附して田租帳を上る。調庸は毎年八月中旬輸を起し、近國は十月三十日、中國は十一月三十日、遠國は十二月三十日以前に上納するなり。兩總は遠國なるを以て十二月に納む。調絲は七月三十日以前に輸し訖るものとす。

朝集使　朝集使は朝集帳を上る使なり。朝集帳は地方廳一年間の政を記せる帳簿にて、最も重要なる使なり。地方廳一年間の政を中央政府に申送するものにて、毎年十一月一日を以て朝集す。中央政府にて朝集を掌るは式部・兵部の二省なり。之に附して會帳・郡司名簿・雜色人死亡帳・軍團歷名簿・防人在防所々收苗子帳・健兒歷名簿・器仗帳・馳驛帳・官船舶帳・官收帳・官私馬牛帳・勸種大小麥專當人名簿・諸神祝部氏人帳・國分寺公文等を上るなり。

中央政府と地方廳とを連絡する上に於て、必要なるを道路とす、故にまたこれが制を定めたり。諸道を大路・中路・小路の三等に分ち、三十里毎に驛を置き、驛馬を備ふ。驛馬は大路に二十匹、中路に十匹、小路に五匹を置く、これ地理の要否、官使通行の繁閑によるなり。東海道・東山道は共に東北蝦夷に通ずる要路に當るを以て、中路と定む。傳馬は郡毎に各五匹を備へ、驛馬と共に軍團の馬を以て之に充つ。水驛の馬を備へざる處は、繁閑によりて船四隻以下二隻以上を備へ、船數に從つて水丁を配置せり。

當時の兵制　唐の制度に倣ひて兵制を定めたり。上古の兵制は詳ならざれども、大化の新政に至り、諸國に兵庫を造り、國郡の兵器を私に藏置することを禁じ、屢、諸國に詔して兵を習はしむ。持統天皇の御代に至り、毎國壯丁四分一を徵して武事を講習せしめ、陣法博士等を諸國に遣して武備を講せしむ。大寶令の

制定せらるゝに至りて、兵制始めて完備せり。兵士は管内の男子二十歳以上六十歳以下を正丁となし、其の三分の一を徴發して一軍團を組織す。毎團の兵數は同じからず、軍團考に大概四郡に一軍團を置きしが如しと云へり。平時にありては五人を伍と稱し、二伍を火と稱し、火毎に軍器を備へ、駄馬六頭を蓄へ以て行軍の用に供ふ。五火毎に隊正一人、百人毎に旅師一人、二百人毎に校尉一人あり。千人以上を大軍團とし、大毅一人、少毅二人、六百人以上を中軍團と稱し、大少毅各一人、五百人以下を小軍團と稱し、毅一人ありて之を統率す、團毎に主帳一人を置けり。この軍團中より結番して、京都に上りて一年間皇居を宿衛するものを衛士、邊防に行きて三年間守戍するものを防人（サキモリ）と云ふ。軍團考によれば房總の地に五軍團を置かれたるものゝ如し、然れども史に見えたるは、安房國平群軍團・上總國市原軍團・下總國葛飾軍團の三に過ぎず。

防人徴集發遣の方法は、凡そ諸國の軍團には、必ず兵士の姓名・年齡等級・種類等を詳記す、故を以て上番の防人交替して軍團に歸るべき期至らば、國守此の歷名簿につき順番に當れる兵士を交替のために差遣し、校尉以下の内一人兵士と共に防に向ふの定めとす。又防人を發遣するには本國より難波津に至るまで國司之を部領す、之を部領使と云ふ、萬葉集二下に上總國防人部領使少目茨田連沙彌麿・下總國防人部領使少目下縣犬養宿禰淨人と見えたるは卽ち是なり。

第三節　房總の國司

大寶三年七月正五位上上毛野男足を下總守に任ず、これ兩總國司の名の見えたる初めなり。是より先き天智天皇大化元年東方八道の國司を任ぜられしが、其の内鹽屋綱魚・神社福草・朝倉君・椀子連・三河大伴直・蘆尾直の六人は能く法を奉じ良政を行ひしを以て賞せられたり、この時二總を治せしは何人なるか詳ならず。尋いで同天皇の御代高向臣中臣幡織田連等をして坂東の諸國を總領せしめられたれども、これまた二總を總領せしは何人なるか明ならず。文武天皇四年二月上總國安房郡の大少領は父子兄弟連任することを許さる。されどこれまた名いはざるを以て前述の上毛野男足を姓名の見えたる國司の最初とす。この後和銅元年三月に從五位上上毛野安麻呂上總守に任ぜられしより、代々國

司の任命ありき、詳細は別表につきて見るべし。

	太守（〇印）	介	掾	目
安房國				
巨勢廣足	天平寶字四年五月任、七年正月爲但馬介			
佐味宮守	天平寶字七正任			
粟田鷹守	神護景雲二二任、寶龜二閏三爲因幡守			
石川恆守	寶龜二閏三任			
百濟仙宗	寶龜十二任			
石川美奈伎麻呂	延曆元八任			
淨村晉鄕	延曆四正任			
文室子老	延曆八二任			
大野仲男	延曆八四任權官九三爲正			

百濟元勝	延曆十六正任			
安曇廣吉	大同元正任			
大伴長村	大同元二任			
菅野庭主	弘仁元九任權官			
紀和氣麻呂	弘仁五十一任			
紀椿守	弘仁十三正任			
藤原眞綱	承和元正任			
御春清庭	承和十正任			
匝瑳末守	承和十二任			
和氣豐永	嘉祥元正任三爲越中守			
藤原秀道	嘉祥元三任五罷			
大神宗雄	嘉祥元七任			
高椅清貞	仁壽二二任			
家原氏主	齊衡三正任			
安倍房上	齊衡三五任			
掾長岑高名	天長元正任			
權目山口稻床	承和九七任			

橘信蔭　天安元二任
藤原三直　天安元十一任二正爲安藝守
橘最雄　天安二正任
大原安雄　貞觀四正任
賀陽宗成　貞觀六六任
紀吉繼　貞觀六十任
大國福雄　貞觀十一正任
菅野宗範　貞觀十二正任七爲河內介
若湯坐仁高　貞觀十二七任
當摩安氏　仁和二二見
菅野清高　延喜中任
秀俊　姓闕、寬弘元三見
藤原光業　長元三三見
平正輔　長元三三任
眞重　姓闕、長久元四見
權掾藤原元成　長德二任
掾藤原式奉　康平六任

菅原成時　永保元十任
津守宣基　應德二任
孝友　姓闕、寬治六正任
伴廣親　嘉保二正任
源親元　永長元正任
惟宗基親　康和元正任
惟宗基重　康和五二任
藤原宗政　嘉承元正任二五卒
藤原師國　天仁元正任
範季　姓闕、天永二正任
宣行　姓闕、元永二正任
平宗房　元永二七任
藤原隆仲　天治二正任
齊章　姓闕、保延元三任
藤原親忠　康治二四見
掾原忠遠　久安四正任

高階泰基　仁平元八見
平義範　仁平二十二任
藤原經房　保元三十一任　長寬二二辭
藤原有經　長寬二二任
藤原定經　仁安三正任安元二二爲美濃守
藤原定長　安元二二任治承四正重任養和元十一罷
藤原保家　建久三七見尋爲若狹守
藤原顯俊　建久四正任八正重任
藤原清時　正治二十任
藤原季房　建仁元八任
藤原長盛　承久三閏十任
源顯清　寬喜二六任
藤原範保　仁治元十二任

大掾伴爲助　治承三正任
少掾品治國長　治承三正任

源親家　寬元三十二任
源仲宗　弘安七八任
源兼治　康永三九任
源光助　觀應二四任
上杉憲方　嘉慶二六任
佐竹秋吉　明德三八見

上總國

上毛野安麻呂　和銅元三任
紀多麻呂　天平三五任
多治比廣足　天平五十任十八爲武藏守
紀廣名　天平十三十二任

少掾平有吉　應長元三任
掾玉造理材　貞和二十二任三三罷
權大掾海浦道　貞和三三任
掾藤井有吉　貞和四十二任
權掾原體道　貞和五二任

百濟敬福　天平十八四任九爲陸奥守天平十八九任
藤原良繼
石川名人　天平勝寶元八任六四罷天平勝寶六四任
大伴稻君　天平寶字三十一任
藤原魚名　天平寶字五正任
石上宅嗣　天平寶字七四任八正卒
阿倍子島　天平寶字八四任
布勢人主　天平寶字八十任
弓削御淨淨人
石上家成　神護景雲二六任
榎井子祖　寶龜元九任二九罷
桑原王　寶龜二九任五八卒
大伴家持　寶龜五九任七三爲伊勢守寶龜八正任
藤原是公

員外介田中多太麻呂　天平寶字三七任
介紀廣庭　天平寶字八任
介佐伯國守　神護景雲二七任
員外介武藏不破麻呂　神護景雲三六任
介巨勢馬主　寶龜二九任三七罷
介笠乙麻呂　寶龜三九任
少目茨田沙彌麻呂　天平勝寶七三見
員外少目紀池上　天平勝寶八九見

紀眞乙　寶龜十二任
藤原刷雄　寶龜十一三任
布勢清直　延曆二四任
百濟玄鏡　延曆八二任
百濟敎德　延曆十八九任
藤原道雄　大同元正任五爲但馬守
文室正嗣　大同四正任尋爲豐後守
多治比全成　大同四正任
小野眞野　弘仁六正任
三原春上　天長元正任
阿保親王　天長四六任承和九正又任十薨
忠良親王　承和三正任仁壽三正又任
仲野親王　承和五正任二罷貞觀三正又任五罷

介藤原是公　寶龜五三任
員外介中臣丸馬主　寶龜十一四任天應元五爲介
介和三具足　延曆三四任
介石川清濱　延曆三四任
介大野犬養　延曆十六正任
介藤原繼彥　延曆十八四任
介都努筑紫麻呂　延曆十八九任
介石川道成　大同元正任
權介田中八月麻呂　大同元正任
介息長丹生文繼　大同四正任
介八多桑田麻呂　弘仁六正
大掾大私部善人　大同元正任
大掾藤原氏宗　天長九正任

基貞親王　承和十三正任
八康親王　嘉祥二閏十二任三五叉任
本康親王　貞觀二二見十一二叉任
惟條親王　貞觀九正任
惟彥親王　貞觀十七二任十八二爲常陸太守
惟恒親王　元慶六五任
齊世親王　延喜元二見
行明親王　天曆二五見
盛明親王　康保四七任
藤原師保　長治元任

任尋爲日向守
介紀椿守　弘仁十二正任十三正爲安房守
介藤原行則　天長七正見
介藤原行人　承和十三正任
權介善友豐宗　嘉祥元五任
介丹墀棟臣　嘉祥三正任
介笠豐興　齊衡元正任五爲河內守
介橘高宗　齊衡元五任
介和氣豐永　齊衡二閏四任
權介藤原良尙　齊衡三九任貞觀元三重任二正爲近江權介
介清原眞貞　貞觀元正任二罷
介吉備全繼　貞觀元二任三爲伯耆守

權掾紀貞嗣　承和七任八爲尾張權掾
權少掾伴夏影　貞觀八九見

少目滋岳雄貞　齊衡元九任

介藤原貞庭　貞觀元十二任二正罷
介藤原大野　貞觀二正任二罷
權介和氣春生　貞觀二正任
介伴龍男　貞觀二二任
權介坂上當道　貞觀二二任
介藤原萬枝　貞觀六六任
介佐伯貞行　元慶二正任
介藤原正範　元慶七二見
介小野國梁　仁和元正任
介當麻安氏　仁和二二任
介平高望　寬平二五任
介藤原利仁　延喜十二任
介藤原貞淵　延喜十四見五爲甲斐守
介藤原朝範　延長七見

大掾文室善友　元慶七二見

權少目宇治氏宗　延喜二二任
少目額田峰直　延喜二任

介百濟貞連　天慶二見五爲武藏守

介藤原滋茂　天慶三見

權介大伴輔仁　康保四七任

介藤原長能　正曆二二任

權介季雅　姓闕、長德三三見

介菅原孝標　寬仁元正任治安元正罷

介爲政　姓闕、長元元七見

介平維時　長元二二見

介平忠常　後一條帝時見

佐伯眞任　天喜二任權

藤原兼宗　永保元三見

宗季　姓闕、永保元十二見

宮道義式　應德二任

大掾刑部賴孝　長保元任

權少掾佐伯眞重　治安三二任

少掾石見國光　寬德元任

少掾大和永吉　治曆三任

目委文經平　永觀二任

藤原惟輔　寬治七二見

藤原師保　長治元任

藤原實盛　長治二正見權

藤原季　姓闕、永久二十一見

藤原永實　元永元六見

藤原敦俊　元永二七見

藤原親隆　天治二三任長承元十二爲信濃守

小槻師經　保延四正任

藤原季兼　康治元十見

源資賢　久安三四見仁平二十二重任

源資賢　久安五年三月任保元元十一辭

藤原親弘　仁平二正見

源中賢　保元元十一任

源雅賢　永曆元十二任應保二六免

大掾源實憲　康治元正任

大掾源清親　久安二正任

大掾中原景重　久安四正任

大掾藤井景光　平治元正見

掾藤井行里　平治元正見

橘行俊　應保六四任權
基輔　姓闕、嘉應元六見
藤原　名闕、長寬元六見
藤原爲保　安元二四見治承三十一免
賴高　姓闕、治承三正見
藤原忠清　治承三十一任壽永二七剃髮
弘道　姓闕、治承四八見
平廣常　治承四八見權
中原惟友　養和元十一任權
源義兼　文治元八任
平親長　建久元正任
藤原親房　建久四四任九正爲下野守建久九正任
藤原家隆　建久二正任權
惟宗任忠　元久三十任權
中原久元　承元三十任權

掾播磨國末　安元二正見
大掾藤原盛成　治承三正任
大掾賀茂吉末　治承四正任

目日玖摩國成　治承二正見
權目中原宗安　治承四正任

藤原季康　承元四六任
源通行　安貞二二任權
藤原敎季　寬喜三二任
千葉常秀　嘉禎元六見
藤原能基　仁治三三任權
千葉秀胤　寬元二見權寶治元六自殺
藤原長泰　建長四四見六十又任正嘉元罷
藤原公寬　文應元三任權
菅原長經　文應元四任弘長元七罷二十又任文永六四罷
源成長　弘長元七任
藤原經良　文永二正任權七正爲陸奧權守
藤原長經　建治二二任

掾菅原公長　寬元四十二見

目立石友貞　承元四正任

藤原廣範 弘安元四任二十一罷、弘安四九見
雅行 姓國、弘安四九見
北條實政 弘安六九任
藤原宗長 弘安七十二任
藤原資藤 弘安十正任
北條政顯 正安三十一見
菅原在雅 文保二正任
藤原經季 嘉曆二二任五罷
吉良貞義 元弘三四見
出羽泰之 元弘三五見
武石胤顯 建武二六見
千葉胤重 延元元四見
佐介 名國、元弘元任
島津貞久 正慶元十二見
佐竹貞久 建武二六見

少掾藤井宗久 正和元正任

下總國

上毛野男足 大寶三七任和銅元三爲陸奥守
賀茂吉備麻呂 和銅元三任尋罷
佐伯百足 和銅元三任

畠山高國 建武二十二見
源長高 文和四八任
今川範氏 延文四十二見
今川泰範 嘉慶二五見
山名高茂 明德二正見
赤松義則 明德二十二見

少掾紀守方 貞和五二任
大掾藤原盛重 貞和五三任
大掾藤井清于 延文四三任

大目清原國村 貞和三三任
權大目藤井松枝 延文四三任

高向大足　靈龜二四任
多治比木人　天平十八九任
巨勢淨成　天平勝寶四五任天平寶字元六罷
巨勢堺麻呂　天平寶字元任
藤原是公　神護景雲二十二任
藤原乙繩　寶龜五三任
神王　寶龜七閏八任延曆九三又任十三十罷
道島島足　寶龜九二任
紀豐庭　寶龜十二任
藤原種繼　寶龜十一三任天應元五近江守
藤原家依　天應元五任
坂上苅田麻呂　延曆四正任十越前守

佐伯今毛人　天平勝寶八八見員外
池田足繼　天平寶字三十一任
大野眞本　天平神護二三任
丈部不破麻呂　神護景雲元八任員外
桑原王　神護景雲三六任員外寶龜元八下野員外介尋還任介二九轉上總介
石川豐人　寶龜二九任
小野滋野　寶龜九十任
高倉殿嗣　延曆元三任

大掾松井淨山　寶龜七三任

少目犬養淨人　天平勝寶七二見

藤原眞友　延曆四十任七二罷十四二又任
藤原乙叡　延曆七二任九三信濃守
神王　延曆九三任
石川眞守　延曆十四正任
藤原大繼　延曆十八六見
紀勝長　大同元正任四罷
多治比八千足　大同四三任
大野眞菅　弘仁二七任
清原夏野　弘仁十二正任十四五近江權守
三原春上　天長元正任
藤原愛發　天長五正任
滋野貞主　天長九正任
文室眞室　承和十正任

文室大原　延曆五八任
田中清人　延曆九三任
藤原城主　大同元正任
安部鷹野　大同元二任
佐伯長繼　弘仁元九任
藤原世嗣　弘仁四正任

大掾池原綱主　延曆八二任

大掾大私部直善人　大同元正任

少目有道繼道　天長十二見

橘末茂　仁壽元正任
春枝王　齊衡二正任
清瀧藤根　齊衡二閏四任
豐江王　天安元正任權
淡海弘峯　貞觀元二任
清原長統　貞觀五二任三越後守
文室有眞　貞觀五三任
橘最雄　貞觀十一正任
文室甘樂麻呂　貞觀十七五見
藤原清夏　元慶三正見
基世王　元慶七正任八五山城權守
飯高貞宗　仁和三二任
菅原景行　延喜九七見
安倍恆盛　天慶三正見
藤原有行　天曆四二見

文室名繼　承和八正任
朝宗吉繼　仁壽三正任
安野豐道　天安元正任
橘春成　貞觀元正任
神門氏成　貞觀二二任
多自然麻呂　貞觀六正任
上毛野上長　貞觀十正任
飯高貞宗　仁和三二見尋守
藤原玄上　寬平六九任七八權
平良兼　承平五十見

權大掾藤原興風　延喜十四四任
權少掾平公連　天慶三二見

源順　康保三正任權四正和泉守
義行　姓闕、長保元十二見
忠能　姓闕、寬弘元三見
源道濟　寬弘三正任權長和四二筑前守
惟宗貴重　長和五正見
爲賴　姓闕、長元四三重任
源賴綱　延久四任
高階順業　永保元八見應德二延任
菅原師季　權、應德元十二見
藤原資俊　嘉保二任

藤原範綱　康和元正任
平宗盛　康和五二任
久實　姓闕、天永二正任
影助　姓闕、權、永久元正見

平吉明　永觀元任
藤原基高　長德三見尋罷
笠季春　長德三任

平爲俊　康和二正任
惟宗輔兼　長治二正見
大江清佐　永久四正見

權大掾大藏爲基　長德二任
大掾中臣千里　康平二任
大掾藤原成則　康平六任
少掾藤井爲允　長治二正任
少掾源習　永久四任

源中正　元永元二見
遠仲　姓閥、權、元永二五見
藤原茂明　大治二正任
大中臣盛輔　大治四十任權
盛邦　姓閥、天承元十一見
盛因　姓閥、長承元四見
橘正遠　保延四正任權
藤原親通　保延四十一見
大江佐景　康治元正任權
源親方　康治二正任
藤原公職　久安二正任權
源有道　平治元正見
橘盛光　仁安三正任權
丹波基明　治承三正任權
大河戶重行　權、治承四見

大江元重　康治二正任
三善爲行　久安四正任
藤原爲保　養和元正任

少掾惟宗則友　久安三正任
少掾藤原永家　久安四正任
大掾惟宗成隆　平治元正任

藤原爲久　權、壽永三正見　正治元三又任
安田義定　建久元正任
源邦業　建久元十一見
親光　姓閥、建久二三見
藤原親季　正治元三任
源有敎　正治二十二任
菅原淳高　建曆二正任權　建保六十二豐前守
源實康　承久二四任
千葉常秀　嘉祿元正任
高資俊　寬喜二二任
源保茂　嘉祿元五見
藤原公親　曆仁元正任權
惟宗行經　仁治三三任

大江信賢　養和元三任
源兼澄　建久七正任權
藤原成倫　建久九正任權
橘康季　正治元三任權
中原經高　元久二正任權
平資房　元久二十一任權
源定平　承久二正任
和氣能成　仁治三三任權

大掾源宗長　安元二正見
掾橘延次　治承三正任
大掾高橋牛　治承四正任
少掾勝宗俊　嘉祿元任

少目藤原國陰　治承四正任

藤原淳範　文永五正任權
藤原賴綱　文永十一七任
平仲親　建治二九任
藤原宣光　弘安七八任
藤原能成　弘安九九任權
惟宗範仲　正應元四任
源俊通　永仁六三任權嘉元二五卒
平宗經　正安元十一任二正罷
藤原兼冬　德治二正任權延慶元閏八卒
卜部兼春　正和元任
藤原實忠　文保二正任權
杉原　名闕、建武二十一見
小串秀信　權官、延元元四見
藤原忠定　正慶元三任權
島津鎭述　正慶二五見

藤原能基　寶治二正任權建長六罷
藤原雅有　文永元正任
源　名闕、文永八二見
藤原　名闕、弘安九六見
源雅康　永仁六三任
藤原資親　德治元三任

目春道榮發　元亨二正任

粟飯原氏光　曆應元正見
源有定　貞和三正任
藤原良冬　貞和三三任權
相原清胤　觀應元正見
中原師利　觀應元十一見
氏家　名闕、觀應二十見
藤原行光　康安元三任權三十一罷
中原師茂　應安三正見
東師氏　明德三八見

和氣嗣成　康永三正任權
藤原隆仲　延文四三任

藤井有久　康永三正任權
清原　吉　康永三正任權少

中原爲景　貞和三三任
紀成宣　貞和五二任權大
平盛久　延文四三任權少

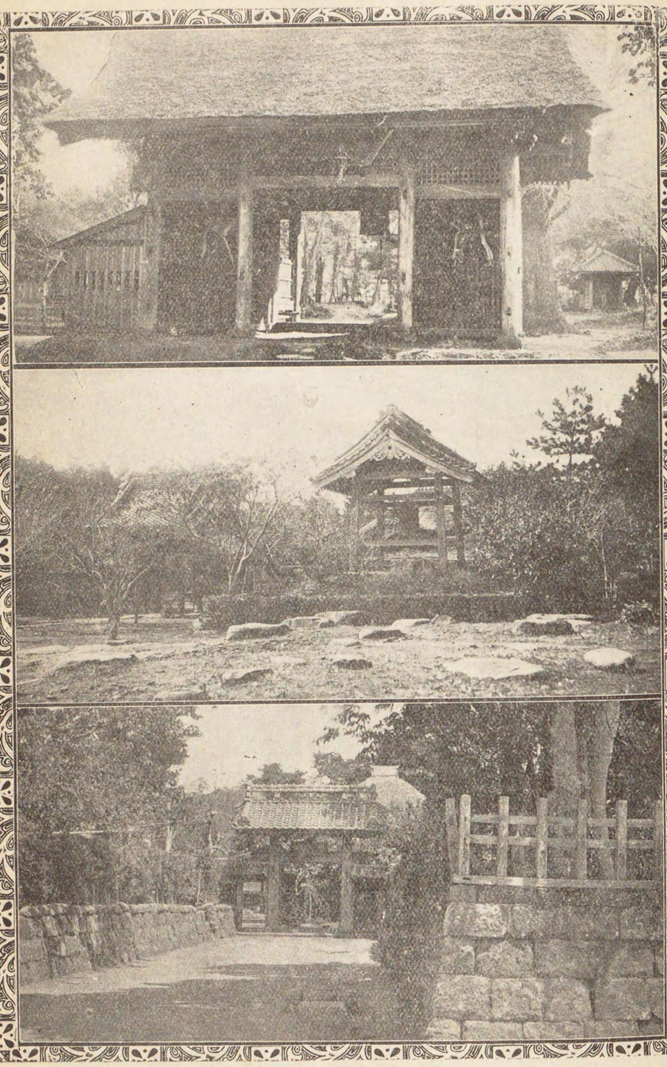

國分寺（國分村）

金光寺

國分寺

第四章　奈良時代

第一節　總説

元明天皇の和銅三年都を平城に移さる、即ち略、現今の奈良市の地なり、其の後桓武天皇延暦三年に都を長岡に移されしまで、元明・元正・聖武・孝謙・淳仁・稱徳・光仁の七代相繼ぎて此の地に都し給へり。この間を世に奈良時代と稱し、都府の制稍定まり國郡の制大に整頓せり。

地名の用字　元明天皇和銅六年五月畿内七道諸國に令して、郡郷の名に好き字を用ひしむ。從來郡郷里等の地名は之を記すに用字定まらず、其の稱呼に從ひて或は一字或は三字四字と字數を異にするあり、同音異字を用ふること等ありしがこゝに至りてほぼ一定せり。馬來田を望陀、日下部を日部としたる類はこの時なるべし。蓋しこの頃總べて範を唐に取りしを以て、國名の如きも亦唐に模して好字を用ひしめたるものならん。

風土記　又同時に風土記を作らしめ、其の郡内産する所の銀・銅・彩色・草木・禽獸・

魚蟲等の類は具に色目を錄し、土地の沃墳、山川原野の名稱の由來、また古老相傳の舊聞異事を記載して獻らしむ、古風土記逸文によりて考ふるに、後漸次諸國より撰進して殆ど全國に及べるが如し。然れども完全に存するものは、僅に常陸・出雲・播磨・肥前・豊後の五風土記のみ。本縣内の房總三箇國また上進せしならんも闕けて逸文にも見えず。日本總國風土記と稱する殘篇十七卌ありて、其の中に房總の風土記もあれど、江戸時代の僞作にして取るに足らず。

元正天皇養老二年五月二日上總國の四郡を割きて新に安房國を置かれたりしが、天平十三年十二月十日、又これを上總國に併せ、天平勝寶元年五月九日に至りて再び分立せられたり。こゝに於て古の總の國分れて三箇國となり永く變せず、以て今日に及べり。

鄉里・驛　又この時代に里を改めて鄉と稱し、元明天皇和銅六年の詔に「郡鄉」と見えたり。是より先き大化改新の時、郡の下に里を置き、里の下に村を統べしむ。令制に五十戸を一里と定め、一郡二十里を極限としたりき、然るに里は條里の里と同字にて紛らはしければ、この時に至りて鄉の字に改め、其の訓に至りては何れもサトと讀みしものなるべし。出雲風土記に靈龜元年の式に依りて里を改めて鄉とし、令義解に神龜二年里を改めて鄉とし、村を改めて里としたりと見ゆ、是より郡の下に鄉、鄉の下に里を置くこととゝなれり。寶龜六年三月始めて諸國に少目を定め、下總國に少目二員を置きたり。神護景雲二年三月下總國井上・浮島・河曲の三驛は、山海の兩路を承くるを以て馬十匹を備ふ、井上は葛飾郡に、浮島・河曲は千葉郡にあり。蓋し當時武藏國は東山道に屬したるを以て、下總は山道と海道(上總下總常陸)との交會にして使命繁多なりしかは之を中路とし、三驛に各馬十匹を備へたるものなるべし。

第二節　地方政治の弊

國郡司の不正　この時に當り國郡の吏不正のもの漸く多きを加へ、專ら私利を營み人民大に疲弊せしを以て、和銅五年五月詔して「諸國の大稅を三年賑貸するはもと百姓の窮乏を恤濟せんが爲なり、今國郡司及び里長等此の恩借に緣りて妄りに方便をなし、若し政を害し民を蠹し身を潤し利を收むるものあらば重

科に處せんと。尋いで郡司・朝集使等の善否過失を奏せしめ、且今年以後巡察使を遣して、國内の豐凶政治の得失を檢校せしめ、また國司をして各其の部内を巡行せしめらる。同七年正月使を七道に遣して囚徒を錄せしめ、五月重ねて巡察使を遣すの詔を下し、養老元年國司をして水旱を檢し、妄に損分を錄し欺いて損田を加ふるものの見任を解かしむ。三年七月始めて按察使を置き、國司を以てこれを兼ね、二國若くは四國毎に一員を置き、常陸守藤原宇合を以て安房・上總も管せしむ。天平三年畿内に總官、諸道に鎭撫使を置きて國郡司の功罪を巡察せしむ、この時の東海道の鎭撫使の名は史に闕けて詳ならず。十六年九月諸道に巡察使を置き、各國を巡視して成績を調査し官吏の不法を誡め、部内の風化を淳朴清肅ならしめたり、當時石川年足を以て東海道の巡察使となす。

問民苦使　天平寶字二年正月使を八道に遣して民苦を巡問し、貧病を恤み飢寒を救はしむ。正六位藤原淨弁を東海東山兩道の使となし判官一人・錄事一人を附す、これを問民苦使と云ふ。然れども聖武天皇・皇后及び孝謙天皇相繼ぎて、酷だ佛法を信仰し殺生を禁じ死刑を除き給ひしかば、幾多の情弊生じて朝政姑

息に流れ、紀綱稍衰ふるに至れり。

第三節　兵制

防人　蘇つて其の兵制を視んか、この時に當りて東北蝦夷の勢漸く猖獗にして、兵力を用ふること多かりき。關東の地は之に接近するを以て其の兵士は重に征伐の任に當りしのみならず、太宰府の防人にも亦關東人士のみを充て、以て邊防を衞戍せしむることとなせり。是に於て我が國家は實に關東人士の雙肩に懸るに至れり。是より先き、筑紫の防人は諸國軍團より徵集する定めなりしが、天平二年九月に至り諸國の防人を停めて東國の防人のみを採用したり。

然るに蝦夷の勢盛んにして、關東の兵を用ふること多かりしを以て、九年九月には東國の防人を停めて筑紫の人を以て之に代ふ。然れども筑紫防人は東國防人の如く勇敢ならざりしかば、後再び天平二年の故制に復したり。萬葉集を繙かば、如何に東國の人士が勇武凛然其の任に當りしかを知るべし。既にして路次の諸國供給に苦み、防人の產業又辨濟し難く、加ふるに蝦夷の難あるを以て、

天平寶字元年八月又東國の防人を停めたり。然るにこの防人を停めてより以來邊戍日に荒廢し、筑紫の防人にては不慮に備へ難きを以て、太宰府よりこれを復せんことを請ひしかば、六年四月一時東國の防人を差遣して塡補せしむ。桓武天皇延曆二年五月に至り、大に東方を經營せんとして、斷然東國の防人を停められたり。

蝦夷の防備　齊明天皇の代、阿部比羅夫遠征して蝦夷の根據を拔きしより、邊疆暫く無事なりしが、爾來約五十年にして蝦夷また漸く勢を得て邊疆騷擾せり。元明天皇和銅元年九月新に越後國に出羽郡を建て、蝦夷の防拒に備ふ。同二年三月陸奥蝦夷、越後蝦夷反して良民を害せり、房總の地は陸奥を距ること遠からざるを以て、其の影響を受くること最も多かりき。七月諸國をして兵器を出羽柵に送らしむ、房總の諸國も亦これに與りしならん。五年九月出羽國を置き、七年十月諸國の民を出羽柵に配置す。これより陸奥出羽を以て邊要の地となし、事あらば則ち將帥を命ず。陸奥を鎭するものを征夷將軍、出羽を鎭するものを鎭狄將軍と云ひ、最も其の人選を重んず。靈龜元年五月上總國等六箇國の富民一千戶を移して陸奥國に配し、蝦夷の防備に供へたり。養老六年八月諸國司をして柵戶一千人を簡點して、陸奥の鎭所に配置せしむ。この時に當り鎭西外警起らず、防人等事なきに苦むの有樣なりしを以て、專ら力を東方に注ぎて蝦夷の討滅を謀れり。卽ち聖武天皇神龜年間始めて多賀柵を陸奥に城き以て蝦夷の防禦に備ふ、爾來將軍出征すれば必ず先づ多賀柵に鎭す、因りて鎭所と云ふ、蓋し後の鎭守府なり。天平九年正月大野東人等雄勝村を征して、陸奥より出羽柵に達する直路を通じ、以て蝦夷を征せんことを乞ふ。仍りて持節大使藤原麿を遣して協力せしめ、上總下總等六國の騎兵一千を發し、山海兩道を開き遂に大に蝦夷を破れり。然れども蝦夷の勢尙衰へず、故を以て孝謙天皇天平寶字二年十二月坂東の騎兵及び夷俘を發して、桃生雄勝二城を築かしめ給へり。

鎭兵　陸奥出羽の鎭所にありて蝦夷を防禦する兵士を鎭兵と云ふ。其の設置の年代詳ならずと雖も、續紀天平元年八月に陸奥鎭守兵の語あるを見れば、既に神龜年間多賀柵を置きし時、制を立て鎭兵を定められしもの、如く、交替年限徵召方法は防人の制によりしものと見ゆ。而して鎭兵發遣の國は坂東諸國、卽

ち安房・上總・下總等の八箇國にして、時には信濃・越前・越後・能登よりも發遣せり。天平の末年一旦鎭兵を停めて民苦を救ひしが、こゝに至りてまた鎭兵を復せしなり。天平寶字三年九月坂東八國・北越四國の浮浪人二千人を移して雄勝の柵戸とし、上總・下總等の七國より送る所の軍士・器仗を割き、雄勝・桃生の二城に貯へたり。十一月坂東八國に勅して陸奥國若し急あらば毎國二千の兵を發し、國司の精悍なる者を選びて之に押領せしめ、以て速に急に應せしむ。寶龜七年五月出羽志波村の賊叛せしかば、下總・常陸・下野等の騎兵を發して之を伐たしめたり、七月安房・上總・下總・常陸四國に船五十隻を造らしめ、陸奥國に置きて變に備ふ。明年五月下總外三箇國に命じて、甲二百領を出羽國の鎭戍に送らしむ。桓武天皇位に卽き給ふに及び、不世出の叡資を以て、蝦夷討滅の謀を立て給へり。詳細は次章に述ぶべし。

第四節　産業

絹織物　産業は三韓内屬以後非常に進歩せしが、此の時代に至りて更に一層の發達をなせり。和銅四年始めて挑文師を諸國に遣して、錦を織ることを教へしむ。七年相模等の三國より絁を獻じ、養老元年上總・信濃より始めて絁を織りて之を獻ず、爾來東國絁を織る業漸く盛んなり。三年詔して諸國より獻ずる絹絁の制を定めて、短絹（ミヂカキヌ）狹絁（サアシキヌ）・庸狹絹（ヨウサキヌ）は長さ六丈幅一尺九寸とし給へり。天平元年三月諸國の四丈の廣絁を改めて六丈の狹絁とす。當時東國より獻ずる絁を東絁と稱す。

調庸布　天平八年五月諸國の調布・庸布の丈尺を定め、上總國は望陀の細貲（サヨミ）、安房國は細布及び絁下總國は舊によりて庸布を出さしむ。是より先き和銅七年二月上總國は京を距ること遼遠にして貢調極めて重きを以て、細布に代へて負擔を省き、其の長さ六丈、濶二尺二寸、丁毎に二丈を輸し、三丁を以て端を成すことと定めしが、是に至りて調庸布の丈尺を改められしなり。蓋し房總の地は麻に適するを以て、古來より細貲・細布に就きては他國より進歩發達し其の産額多かりしによるならん。

第五節　國分寺竝に國分尼寺

國分寺の設置　聖武天皇天平十三年三月詔して諸國に國分寺を置き給へり。其の詔に曰く「頃者年穀登らず且疫癘の加はれるにより、去年天下をして造佛寫經せしめしに、今歳は其の靈驗によりて風雨時に順ひ五穀豐穰なり。金光明最勝王經にもし國土に於て此の經を流通せしめば、我等四天王は必ず悉く來りて擁護し一切の禍を除かんといへり。依りて今天下諸國に僧寺尼寺を建てしむ、僧寺を金光明四天王護國寺といひ、尼寺を法華滅罪寺といひ、僧寺には二十僧、封五十戸、水田四十町を施し、尼寺には十尼、十町を施さん。且國毎に七重の塔一區を造り、金光明最勝王經、妙法蓮華經各十部を寫せ。朕も別に金字の金光明最勝王經を寫して、塔毎に各一部を置かしめん。僧尼は毎月八日には必ず最勝王經を轉讀すべし、月半に至る毎に戒羯磨を誦し、毎月六齋日には公私の漁獵殺生を禁ず、國司等宜しく恒に檢校を加ふべし」と。

尋いで東大寺及び法華寺を建立し、東大寺を總國分寺、法華寺を總國分尼寺と

237985

し、後漸次諸國の國分寺を造立せしめられたり、ここに於て諸國に國分寺及び國分尼寺あり。史を案ずるに、國分寺の由りて來る所は頗る古し。是より先き天武天皇の朝、家毎に佛壇を造りて佛像經卷を安置せしめ、持統天皇の時には毎年正月必ず金光明經を誦し、當國の官物を以て布施に充てしめ、文武天皇の時には諸國に國師を置き、聖武天皇神龜二年勅して諸寺院の僧尼をして金光明經を讀みて國家の平安を祈らしめ、五年には金光明經六十四帙六百四十卷を諸國に頒ち、天平九年國毎に丈六の釋迦佛の金銅の像一軀、竝に挾持菩薩二軀を造り、兼ねて大般若經一部を寫さしめ、十二年更に諸國をして法華經十部を備へ七重塔を建てしめ給へり。なほ天平十三年正月藤原不比等の家より其の食封五千戸を返納せんとせし時、二千戸は舊によりて之に賜はり、三千戸は諸國の國分寺に施して丈六佛を造る料に充てしめ給ひしことあり、之を國分寺の名稱の見えたる初めとす。これによれば國分寺は此の年以前の設立にかかれるものもありしが、是に至りて始めて天下に普及せらるるに至りしなり。十六年詔して四畿七道諸國々別に正稅四萬束を割きて僧尼兩寺に入れ、毎年出擧し其の利息を以て

永く造寺の用を支へしめ給へり。延喜主税式に載する所によれば、安房國藥師寺料二萬二千束、上總國分寺料六萬六千束、下總國分寺料八萬七千束の多きに及べり。而して國分寺の位置は多くは國府附近の地にあり、これ國司が國府にありて政治を行ふと共に、國分寺には僧尼ありて民衆を敎化し、相竝びて治績を擧げんとしたるによる。されば國府は國内に於ける政治の中心なるのみならず、國分寺と最も密接の關係ありしなり。

房總の國分寺　本縣下に於ける國分寺の位置左の如し。

安房國國分僧寺　日色山國分寺と稱し、安房郡館野村大字國分にあり。

同尼寺　安房郡國分村大字府中に觀音堂あり、尼寺觀音と呼ぶ、傳へて國分尼寺の跡なりと云ふ。

上總國國分僧寺　醫王山淸淨院國分寺と稱し、市原郡市原村大字總社にあり。

同尼寺　所在詳ならず、夷隅郡古澤村大字岩熊に法華寺あり、尼寺の跡なりとも云へど確ならず。

下總國國分僧寺　國分山金光明寺と稱し、東葛飾郡國分村大字國分にあり。

同尼寺　所在詳ならず、東葛飾郡中山法華經寺は其の遺跡なりと云ふ、或は武藏國南葛飾郡舊下總國に屬す）の小松川善照寺は其の跡ならんとも云へり。

第六節　災異雜事

此の時代に在りて房總三國に關する災異及び雜事少からず、今正史古文書等に散見したるものを摘錄して、左に其の概略を示さん。

文武天皇二年九月下總に大風あり盧舍を壞れり。

是歲下總より黃牛を獻ず。

大寶二年八月下總に大風あり禾稼を損せしかば、使を遣して存恤す。

慶雲元年七月下總より白烏を獻ず。

和銅二年正月下總に、六月上總に疫あり、竝に藥を給して之を療せしむ。

神龜元年流配の處を定め、二總安房を以て遠國と爲す。

同三年九月安房の采女を停め、兵衞を貢せしむ。

同四年安房に大風あり、木を拔き屋を發き、秩稼を損傷し、上總に大風及び山崩

ありて七十人を壓殺せしかば、詔して賑恤を加へ給へり。

同十五年七月上總大風雨數日に亙り、雜木三四丈以下三尺以上のもの一萬五千株許海岸に漂著す。

同十八年下總旱し且蝗害多かりき。

天平勝寶元年正月上總・下總旱し蝗ありて共に飢饉なりしかば、竝に之を賑恤せり。閏五月上總の人丈部大麻呂陸奥に在りて、始めて金鑛を獲しを以て從五位下を授けらる。

同四年七月下總穴太部の阿古賣一産に二男二女を生みしにより、粟竝に乳母を賜ふ。

天平寶字六年下總等の九國旱す。

天平神護元年三月下總等の五國旱せしかば、詔して今年の調庸十分の七八を復せらる。

神護景雲三年三月下總飢ゑしを以て、之を賑恤せり。

寶龜三年七月上總より馬の前蹄牛に似たるものを獻じ以て祥瑞と爲す、之を視れば人工にて刻せしこと明かなりしを以て、國司介巨勢馬主等以下五人竝に坐して任を解かれ、其の本主天羽郡の人宗我部虫麻呂杖八十に處せらる。

同五年上總また白鳥を獻ず。

天應元年正月下總飢ゑしを以て之を賑恤せり。印旛郡の大領丈部直牛養軍糧を進めしを以て外從五位下を授けらる。十月葛飾郡の人孔生部美努久咩一産に三兒を生みしかば、乳母一人竝に糧を賜ふ。

第五章　平安時代

第一節　蝦夷征伐と房總

桓武天皇延暦十三年都を平安城に遷さる、卽ち今の京都なり、爾來歷朝こゝに都し給ふ。

蝦夷鎭定　天皇は天資叡聖文武にわたらせられ、卽位の後銳意治を圖り、東北の大患たる蝦夷を鎭定し給へり。卽位の初め員外官を止め、翌年造宮勅旨二省、法花・鑄錢兩司を省き、勅して節儉を行ひ民兵を養ひ、以て大に爲すことあらんとしたまふ。卽ち天應元年二月相模・武藏・安房・上總・常陸等の諸國に仰せて、穀十萬斛を陸奥の軍所に送らしめらる。延暦二年六月坂東八國に命じ、郡司等の子弟及び浮宕（常職なきもの）の民の軍に堪ふるものを點じて、每國千人乃至五百人を訓練し、急あらば國司これを押領して直に難に赴くを得しむ。七年三月東海・東山・北陸三道の諸國をして糒二萬三千石・鹽若干を陸奥に輸さしめ、明年三月を限り、東海・東山・坂東諸國の步騎五萬二千八百餘人を多賀城に會せしむ。尋いで多

治比濱成等を征東副使とし、紀古佐美を征東大使とし、八年三月多賀城に會し諸國の軍を率ゐ、賊地に入りて征せしめしも、古佐美等の指揮宜きを得ずして、功を收むること能はず。天皇更に九年三月駿河・信濃以東の諸國をして、革甲二千領を造りて征夷の用に供し、又相模・上野以東の諸國をして軍粮の糒十四萬斛を備へしめ給ふ。十年大伴弟麿を征東大使とし、百濟俊哲・多治比濱成・坂上田村麿・巨勢野足を副使とし、九月俊哲に鎭守府將軍を兼ねしむ。十二年二月征東使を征夷使と改め、十三年正月天皇節刀を弟麿に授け、征夷を大神宮・山陵・田原の山陵に告げ給ふ。蓋し必勝を期したまひしなり。夏六月田村麿等進擊して大に蝦夷を破り斬獲算なし、弟麿之を奏せしかば天皇大に喜び諸將を賞せしめ給ふ。十五年十一月相模・武藏・上總等八國の民九千人を發して、陸奥國伊治城に遷らしむ。この年田村麿陸奥出羽按察使兼陸奥守となり、遂に鎭守府將軍に任じ、十六年征夷大將軍となれり。廿年九月田村麿蝦夷を討ちて大に之を破り、北ぐるを逐ひて閉伊村に至り殺獲殆ど盡く。二十一年膽澤城を築き、駿河・甲斐・相模・武藏・上總・下總等十箇國の浮浪人四千人を膽澤城に配して守らしむ。蓋し是より先き膽澤附近の賊强暴なりしも、鎭守府卽ち多賀城を距ること遠きを以て、如何ともする能はず、故に今此の地に築きて賊を控制せしめしなり、此の時鎭守府を膽澤に移す。二十三年正月武藏・上總・下總等七箇國に命じて、糒一萬四千三百十五斛、米九千六百八十五斛を陸奥國小田郡中山柵に運ばしめて、蝦夷を征する粮となす。嵯峨天皇弘仁二年陸奥出羽按察使文屋綿麿・鎭守府將軍佐伯耳麿・副將軍物部足繼等、陸奥・出羽の鎭兵等を以て蝦夷を征す、十月綿麿等兵を分ちて四道より竝び進み、直に賊巢を衝き、殺獲無數なりしかば降伏するもの相屬し、夷地悉く平定し、歷世の患始めて除かれたり。是に於て閏十二月諸國の鎭兵二千人を停め、一千人を留置して膽澤城・德丹城を守らしむ、同六年八月廿三日勅して殘る所の鎭兵を廢し、諸國の健兒二千人を以て之に代ふ。これ鎭兵は婦妻を携へ赴くもの多く、粮料に苦み加ふるに課役の勅免なくして百姓等最も苦痛とせし所なるを以て、全く停廢し給ひしなり。元慶二年四月出羽に叛亂あり、相模・安房等の諸國を發して各弓百枚を採進せしむ、六月亂平ぎ東海・東山諸國の勇敢なるものを選び出羽の變に備へしむ、この時房總の士之に加はりしや明かなり。其の後蝦夷の遺

類尚叛すること止まざりしを以て、鎮兵の一部を復せられたり。延喜兵部式に鎮兵陸奥國五百人・出羽國六百五十人を置きたること見えたり、これ蓋し房總以下關東より出でたるものなるべし。此の如く蝦夷征伐毎に粮食・兵士を送りて、蝦夷を征服したる房總以下關東人士の功偉なりといふべし。

房總に於ける俘囚　かく房總は蝦夷征伐に付いて、最も密接の關係ありしを以て、從つて其の俘囚をも房總の地に置きて、王化に潤はしめんと謀りしも、頑迷なる彼等は屢〻叛して我が房總の良民を苦めたり。承和十五年二月上總の俘囚丸子廻毛等叛せしかば、上總・下總・相模等の五國に勅して相共に討伐せしめ、終に俘囚五十七人を斬る。貞觀十二年十二月上總に勅し夷俘を喩さしめて曰く、「夷俘等野心を挾み華風に染まず、或は火を行ひて民屋を燒き、或は兵を持して財物を掠む、羣盜恐らくは是より起らん、宜しく捉搦を加へ其の賊心を改めしむべし、若し皇化に向ふものは優恤を加へ、敎喩に背くものは奥地に追放せん」と。十七年五月下總の俘囚叛し、官寺を燒き良民を殺掠せしにより、勅して官兵を發して之を鎮せしめ、又上總・武藏・常陸・下野等をして兵各三百人を發して援けしめらる。

元慶七年二月是より先き上總國市原郡の俘囚四十餘人官物を盜み人民を殺戮せしを以て諸郡の兵千人を發して之を討せしに、民舍を燒き山中に逃れしを以て、是に至り奏請して數千の兵を發して追討せり。この後俘囚は全く王化に向ひしものか記錄に見ゆる所なし。延喜の制俘囚料として上總は稻二萬五千束、下總は二萬束を充て置きて之を養ひたり。

兵制　桓武天皇蝦夷征伐と共に兵制の改革を行ひ給へり、兵制は大寶制令以後諸國に軍團を置きて常備軍とせしが、將士其の人を得ず、訓練の方法亦宜しきを得ざりしを以て、天平十一年暫く諸國の兵士を停めたり。光仁天皇の時徵兵を廢して募兵の制を試みられしが、未だ全國に及ばさりき。桓武天皇延曆十一年六月勅して陸奥・出羽・佐渡・太宰府等の邊要の地を除く外、諸國の兵士を停廢して健兒を置き、各地方の兵庫・鈴藏及び國府を守衞せしめ給へり。健兒は勳位あるもの〻子孫又は郡司の子弟より强壯にして才器あるを選びたるものにして、番を立て〻守衞の任に當らしむ、これ諸國の兵士柔弱にして用ふるに堪へさるを以て改革せられしなり、蓋し兵農の分かれしは是に基せり。健兒の數は國毎

に差等あり、延喜式に載する所によれば、安房國三十人・上總國一百八・下總國一百五十人なり。大同五年五月兵士三百人を健兒とし、健兒一人に馬子二人を充つるの制を定む、然れども後に至りては名のみにして、非常の用に供し難かりしを以て、貞觀八年十一月勅して國司をして其の人を簡選し、能く訓練して一以て百に當るを期せしめらる。然れども其の效なく、天下事あるに當りては、別に武士を以て之を討せしむるに至りたりき。

第二節　地方政治の頽廢

地方の弊政　奈良朝以來地方に於ける政治は漸く廢頽し、國司姦濫にして法を輕んじ民を苦むるもの多かりき。桓武天皇位に卽き給ふに及び、勵精治を圖り詔して國司を戒勵し、其の最も甚しきものは貶黜し、且巡察使を遣して天下の政治を視察せしめ給ふ。延曆元年更に勘解由使を置きて、國司在任中の政治の善惡、官物の闕負等を勘檢せしめ、又功過を嚴正にせんが爲めに、令條を設けて昇進黜陟の制を定め、國郡司の怠慢及び侵漁身を潤して民を苦むることを戒め、八年には救急稻を諸國に置きて不時の用に備へ、十五年には諸國の地圖疎略なるを以て改定せしめ、十八年には問民苦使を發遣して國郡司の政績違法を推訪せしめたまひき。又此の年郡司の世襲を停め、本國を經ずして式部省をして才能ある人を簡檢せしめ、以て永く禍根を絕たんことを謀り給ふ。然れども郡司は上古の國造等の任せらるゝもの多く、古來より歷史的關係あるを以て、百姓等信を置き心を托し易かりしにより新令は遂に行はれず、嵯峨天皇の時に至りて再び世襲に復せり。殊に東國の如きは京都を距ること遠きを以て政令行はれず、在廳國郡司等放縱に流れ、官物を私し民財を奪ひ、豪族の徒益、其の私を擅にするに至れり。

年官年爵　かく地方政治の漸く紊亂せし時に當りて、更に一層其の弊を助長せしめたるものを年給とす。年給とは天皇・太上天皇・三宮より諸親王・女御・公卿に至る迄の年官年爵を云ふ。年官とは縣召除目（アガタメシノジモク）に地方官を賜ひて、其の國の公廨を給ふなり、年給によりて賜はりたる土地を知行國と云ふ。寶龜六年京官の祿薄く國司の利厚きを以て、公廨四分一を割きて在京官人に賜ひたるに胚胎せ

り。延曆以後には親王に賜ふことゝなり、終に淳和天皇天長三年九月中納言清原夏野の奏により、上總・常陸・上野三國を以て親王の任國とし、官を昇せて正四位下勅任とし守を太守と號す、身は京都にありて其の料物を賜ひ、介代りて國務を總ぶ。若し太守闕あらば親王の外他人を補せず、其の料物は別倉に納め置きて無品親王の要に充てたり。天長四年六月阿保親王を以て始めて上總太守となす、上總・常陸・上野は東北經營に重要の土地なるを以て、特に親王を任じてこれが固めとし給ひしなるべしと雖も、其の實に至りては全く經濟關係によれるものなり。是より地方官の公廨を京官に賜ふこと漸次多くなり、清和天皇貞觀年中に至りては、三宮より以下公卿に及び、天下の諸國は殆ど知行國となり、其の國守は知行者の意に任せたり。これより其の弊續出して莊園の設置となり、佛神田の增加となり、地方政治は益〻紊亂するに至れり。

住人　加之文德天皇以後藤原氏外戚を以て漸く政を專らにし、高位顯官は其の一族の占むる所となりて、其の族類にあらずんば任官することを得ざるに至れり。故を以て志を朝廷に得ざるものは源平兩氏以下去つて地方の官職を求めて、私に其の力を養へり。殊に關東は土地沃饒なるを以て貴種の降下するもの多く、子孫土著して武士となり、漸く勢力を樹立するに至れり、之を稱して住人と云ふ。彼等は多く黨類を成し、以て國司・郡司を侵し人民を略し、日に兵器を練り人馬を養成し、常に佃獵を事とりて世に顯れたるものを實に天慶の亂となす。

第三節　天慶の亂

將門の專橫　桓武天皇の孫高見王の子高望王、宇多天皇の御宇始めて平氏を賜はり上總介となれり、其の子孫繁衍して關東に住す。高望に數子あり國香は常陸大掾、良兼は下總介に任ぜられ、良將は鎭守府將軍となる、良文は相模國村岡の邑に居りて村岡五郎と稱し、良茂は常陸の少掾となれり。良將の第三子將門下總豐田郡に居住し、勇悍にして騎射に巧なり、少くして京師に上り攝政藤原忠平に仕へて瀧口となり、瀧口小二郎と稱す。

將門忠平の推擧によりて檢非違使たらんことを求めしも得ず、憤然失望して

關東に還り、本貫豐田郡に居り常に徒黨を率ゐ、常總の間を往來して兵馬を練習せり。

將門伯父良兼と父の遺田を爭ふ、又前常陸掾源護女あり、將門之を得んとす護許さず、後良兼及び良茂の子良正竝に護の女を娶れり、是を以て皆將門と隙あり。時に常陸の人平直樹事を以て國香・護を恨みて將門に通せり。承平五年二月將門常陸に寇して護を攻む、護の三子扶・隆・繁等父の命を奉じて之を禦ぎ、援を大掾國香に請ふ。國香女緣により扶等を援けて將門と野本に戰ひしが、大敗して自殺し、扶等も亦皆戰死せり。國香の子左馬允貞盛力足らざりしを以て、伴りて將門と和せり。

良正妻の兄弟の殺されたるを怨み、將門を討たんとを謀りしも、將門却つて擊ちて之を走らす、良正援を良兼に乞ふ。六年六月良兼將門を常陸に討たんとして、武射郡の小道より下總國香取郡神崎を經、船に乘じて常陸國蒋前津（今の戸崎の江）に渡り、筑波郡水守營に到りしに、貞盛・良正等來附せり。遂に下野國界に於て將門と戰ひしが大敗して僅に貞盛・良正等と共に身を以て逃げ還れり。是より先き

護は將門に勝つこと能はざりしを以て、朝廷の權威に依らんとし、將門の罪狀を京師に訴へたり。九月朝廷將門を召されしかば、將門京師に赴きて辯疏せり。明年四月將門赦に逢ひて下總に還る。然るに良兼憤怨自ら禁せず、八月復た兵を子飼渡に出して將門を討つ、將門これと戰はずして兵を收めて還れり。良兼既にして良兼又兵を豐田郡下大方鄕（今の結城郡西豐田村・大方村是なり）堀越渡（蓋し鬼怒川の渡津なり）に出して、大に將門と戰ふ、將門偶〻脚を患ひ指揮意の如くならずして大敗し、遂に妻子と共に幸島郡葦津江（今の猿島郡長井戸沼）に至り、妻子を船に載せて廣河江（常陸川卽ち利根なり）に匿れ陸閉（ムスヘ）の岸（將門記異本に之を降間岸に作り、成田參詣記之を今の結城郡飯沼村古間木に擬すれども尙考ふべし。）に據りしが、良兼探知して妻子及び妻の弟を捕へて上總に歸れり。妻後に遁れて下總國豐田に歸る。九月良兼事を以て常陸にありしに、將門襲うて其の宿營を燒く、良兼筑波山に竄る、將門追擊せしも良兼の備堅固なりしを以つて、戰はずして豐田鎌輪（カマノワ）宿に歸れり。

將門追捕　十一月朝廷武藏・安房・上總・下野・常陸等に勅して、良兼・貞盛・公雅・公連等と力を勠せて將門を追捕せしむ、貞盛は時に常陸大掾、公雅は下野守、公連は下總押領使たり。將門之を聞き益〻勢を張りて遠近を威嚇せしかば、諸國司恐れて敢て之を討せず、獨り良兼鋭意誅討を謀り、將門の駈使丈部子春丸を誘ひ、十二月四日將門の別館豐田郡石井（猿島郡岩井町）の營を襲ひしが、勝たずして退く。天慶元年二月貞盛事を奏せんとして山道より京師に赴く、將門之を知りて信濃國國分寺に追撃せしかば、貞盛大敗し身を脱して京師に入り將門の罪惡を訴ふ、京師ために震駭せり、將門乃ち下總に歸る。六月貞盛朝廷將門を召すの符を奉じて常陸に歸り、介藤原維幾に據り、符を將門に移せしも將門これを奉せず。

將門經基の不和　是より先き武藏國權守興世王介源經基使を遣して足立郡に入部せんとす、郡司武藏武芝之を拒みしかば、興世王兵を以て強いて入部せり。武芝憤りて之と戰はんとす、將門之を和解し恩威を施さんとして、武藏に至り武芝・興世王と和談す。時に武芝の兵後に在りて其の意を知らず經基の營を圍む、經基の兵敵する能はずして逃れ去る。經基は將門・武芝・興世王等相謀りて己を攻めたりとなし、京師に入りて將門・興世王の不軌を謀れるを告ぐ。

天慶二年三月太政大臣忠平、敎書を中宮少進多治助眞に持たせ東下せしめて將門を責む、五月將門常陸・下總・下野・武藏・上野五國の解文を取りて、實なきことを陳せしも朝議決せず。六月下總介良兼卒し、貞盛獨り將門の敵となりて常陸にあり、孤立援なきを以て陸奥に赴かんとして果さず。時に興世王、新國司百濟貞連と合はずして將門に倚れり。又常陸國住人藤原玄明と云ふ者あり、多くの土地を有して官物を納めず、介維幾屢〻催せども應せざりしにより、維幾之を追捕せんとす。玄明乃ち行方・河内兩郡の不動倉の穀を盜み、妻子を伴ひて將門に投ず、維幾將門に移牒して玄明を捕送せんことを求めしも將門應せず、是に於て遂に兵を交ふるに至れり。十一月將門兵を率ゐて常陸に赴き、維幾を國府に攻む、維幾其の子爲憲及び貞盛等と連合して迎へ戰ふ、將門之を破りて維幾を虜にせしが爲憲・貞盛等は逃れたり。

將門始めて朝敵となる　將門遂に國衙の印鑑を奪ひ絹布を掠め、三百餘家を燒く、偶〻交替使來りて府にありしため亦擒にせらる、從來將門の戰は何れも皆私

關なりしが、こゝに至りて始めて朝敵となるに至れり。是に於て興世王將門に說いて曰く、一國を掠取するも罪赦されず、如かず阪東を併せて以て時機を窺はんにはと、將門大に喜び、十二月兵數千人を率ゐて下野に入る、新國司藤原公雅・前司大中臣全行等降りて印鑰を渡す。將門更に上野に入り、介藤原尚範を逐ひ印鑰を奪ひしかば、阪東殆ど風靡す。時に一妖婦あり、八幡大神の使と稱し揚言して曰く、「朕位を蔭子將門に授けんとす、樂を奏して早く來り迎へよ」と、將門再拜命を聽く、一軍忻躍せり。將門の參謀たる興世王・藤原玄茂等勸めて帝位に卽かしむ、將門乃ち僭號して新皇と稱す、弟將平諫むれども聽かず。下總國石井鄕亭南（今岩井町の西北一里半餘森戸村伏木に富見馬場あり將門馬を訓練したる所と傳ふ亭南はこの附近ならん）を以て王城に擬して僞宮となし、橘（ウキ）を京都の山崎に、相馬郡大井津（今の東葛飾郡風早村大井ならんと云へど詳ならず）を大津に擬せり。世に僞宮の所在地を以て相馬郡となし、今の北相馬郡守谷を相馬內裏と稱せり。然れども扶桑略記・歷代編年集成等に猿島郡石井鄕とあれば、北相馬郡とする說の誤なること明かなり。亭南は別亭の南の意なるべし、橘は浮橋の義ならんも、今昔物語には礒津橋とせり、礒津は岡田郡礒村（今結城郡安靜村の大字）の附近なるべし。かくて興世王事を行ひ、玄茂宣旨を爲し諸國除目を行ふ、弟將頼を下野守に、常羽御厩別當多治經明を上野守に、玄茂を常陸介に、興世王を上總介に、文屋好立を安房守に、平將文を相模守に、平將武を伊豆守に、平將守を下總守に任じ、左右大臣・納言・參議以下文武百官並に內外印・文書等を定む、置かざるは唯曆日博士のみ。蓋しこれ八州を治むる方便に過ぎずして、眞に皇位を望みたるものにあらざるべし。既にして武藏・相模を巡視し、印鑰を奪ひて下總に歸れり。尋いで書を忠平に送り大事を擧げたることを告げしかば、朝廷益〻震動せり。

將門誅に伏す　天慶三年正月朝廷五畿七道諸國の諸社の神位一階を昇せ、又十二社に奉幣して將門の亂を祈禳せしめらる。且符を東海・東山兩道の諸國に下して、將門兄弟黨類を追捕せしめ、尋いで參議藤原忠文を征東大將軍として節刀を授け、刑部大輔藤原忠舒を副將軍として、將門を討平せしめ給ふ。是より先き、將門兵を率ゐて常陸に赴き、爲憲・貞盛等を求めて虐待す、將門之を聞き優恤を加へて之を放つ。數旬を經て貞盛源扶の妻を求め獲ず、將門憂ふるに足らずとなし、徵兵を各其の國に返し遣して、

殘す所の麾下兵甚だ少し。貞盛之を知り下野押領使藤原秀鄕等と兵を合して急に之を攻む、將門大に驚き兵を率ゐて下野に赴き、自ら將となりて前にあり、玄茂副將軍として後にあり、經明・遂高等之に屬す、將門貞盛の軍と岡田郡川口村（今結城郡下結城村の大字水口）に奮鬬して互に勝敗あり。尋いで貞盛秀鄕兵を加調して堺の地に迫る、堺は蓋し今の猿島郡境町なり、將門敵の弊るるを謀り見兵四百を以て幸島廣江に匿る、廣江は蓋し今の飯沼（舊岡田郡と猿島郡の間なる巨澤にして今結城郡に屬す）なるべし。貞盛秀鄕と謀り火を僞宮及び其の黨類の居所に放つ、炎煙天を焼く、將門幸島卽ち北山に遁る。（北山は清宮秀堅は岩井村に北原あり其處なるべしと云ひ、田口卯吉は北山田の地なるべしと云へり。）貞盛等之を探知して大に戰ふ、將門奮戰せしかば、貞盛・秀鄕・爲憲等の兵士死するもの過るるもの多く勝敗未だ決せざりしが、既にして將門流矢に中りて馬より墜ち終に首を斬らる、時に天慶三年二月十四日なり。下野國解文を副へ首を京師に傳ふ、二十五日勝報京師に達す、藤原忠文は途より還れり。

三月論功行賞あり秀鄕を從四位下に、貞盛を從五位下に敍す。經基初め虛を奏せしも其の言終に實となりしを以て、忠節を賞して從五位下に敍せらる。又

忠舒を下總權少掾とし、公連を押領使となす、尋いで二人任に赴き、餘黨將賴玄茂を相模に、興世王を上總に、遂高・玄明等を常陸に誅せり。其の外殺す所一百九十餘人、楯三百、弓・胡籙各百九十九、太刀五十及び謀叛書等を獲たり。是に於て坂東八國悉く平定し、將門の首を東市に梟す、之を天慶の亂と云ふ。

亂後の疲弊　天慶の亂は承平五年より天慶三年に至る前後六年に亙り、關東諸國特に房總の地は戰場となりしを以て、夫は耕すを得ず、婦は織るを得ず、人民大に疲弊せり。亂後五年を經天慶八年に至り、大外記三統公忠諸國貢物の善惡を品定して、上・中・下・無品・麁・不貢の六等に分ちたりしに、兩總は第五等の麁に當れりと云ふ、亂後如何に凋衰せしかを知るに足るべし。

抑此の大亂は、諸國の豪族等互に勢を張り、權を競ひしによると雖も、其の近因に至りては實に婦女子にあり。卽も將門の叔父良兼も從弟良正も從兄たる貞盛も、源護とは姻戚なるを以て、同族たる將門を援けずして緣家たる源護及び其子扶等を助けたるに依る。古來擾亂の反面には必ず婦女子の潛まらざるはなし、天慶の亂も亦この常規の外に出でざりしなり。

天慶の亂は、秀鄕・貞盛等の力に依りて平定せしものにして、豪族を以て豪族を滅したるなり、故に豪族の勢力は此の亂によりて益〻強盛となれり。卽ち平貞盛はこの戰功によりて武藏守・陸奥守・鎭守府將軍となり、源經基は將門及び純友討伐の功を以て武藏守・鎭守府將軍となり、其の子孫關東諸國に居住して住人となり豪族となりて各威を振へり。故を以て將門の亂後八十餘年を經て、平忠常復た亂を作すに至れり、長元の亂卽ち是れなり。

第四節　長元の亂

忠常の叛　平忠常は上總介高望王の子村岡五郎良文の孫なり、父を忠賴と云ひ、世々相模國村岡に居る。忠常長ずるに及びて上總介となり、從五位下に敍せられ武藏押領使を兼ぬ。任滿ちて後遂に上總に居住し大椎城に居る大椎城は今の山武郡土氣本鄕町大字大椎にて、土氣停車場を距る半里の處にあり。一說に下總に住し、海上郡大友(今香取郡神代村)に居りしとも云へり。(詳細は第五編第三章城址の條に述べたり。)忠常の一族世々東國に居り、族衆多く勢を恃み橫暴にして租稅を輸さず、調庸を鹵掠し、屢〻國司の命に從はず勅使に對抗す。長元元年遂に兵を擧げて叛し、上總國府を陷れ國司平爲政の妻子及び從者を捕へ、又安房を侵して國守平惟忠を燒殺せり。同年六月二十一日朝廷檢非違使平直方・中原成道等をして忠常を征討せしめ、二年二月五日更に平直方を追討使に任じ、東海東山北陸三道に令して忠常を追討せしむ。然れども忠常此の間にありて屢〻郎從を京師に遣して形勢を伺はしめたれば、朝廷檢非違使をして郎從を捕へその家宅を搜索せしめられしこと左經記に見えたり、其の勢の尙盛んなりしこと推して知るべし。

追討　六月更に追討宣旨を下して討平せしめたれども功なく、却つて十二月に至り中原成道軍に在りて奏狀せざるに坐して、檢非違使の官を奪はれたり、成道の官を奪はれし眞相詳ならずと雖も、追討使平直方と不和なりしによるものならん。されば忠常は益〻暴威を振ひ、三年三月には安房守藤原光業、忠常を恐れ印鑰を棄てゝ上洛するに至れり。依りて九月二日直方を召還し、甲斐守源賴信及び坂東の諸國司に勅して忠常を追討せしむ。賴信勅を奉じて任國より進ん

で忠常を擊たんと欲し上總に向ふ、四年四月忠常不意に來り降れり。蓋し是より先き、朝廷屢、坂東の諸國に令して、忠常を討平せしめたまひしを以つて、上總介維時下總守爲頼等鋭意討伐に力を盡し、忠常の勢漸く衰へたる際に當り、勇敢なる頼信の來れるを聞き、遂に恐れて降を乞ひしものなるべし。（世に源頼信の任國に忠常甲斐に來り降れりとの説と、頼信任國を出で、途中にて忠常の來り降れるに遭へりとの説と二あり。記錄闕けて詳なることを知りがたきも、當時の事情より考ふるに、坂東諸國司に令して、忠常を征すべき宣旨ありしを以て、諸國司武裝して頗る警戒せり、故に此等の諸國を通過して、甲斐に赴くは最も難き所なるべし。恐らくは頼信下總邊まで來り將に上總に赴かんとせしを以て、忠常恐れて降を乞ひしものなるべし。）頼信依りて忠常を携へて京師に赴かんとて先づ使を發して言上し、後忠常を隨へて上洛す、六月美濃國野上にて忠常病を得て死す、卽ち首を斬りて京師に上る、議ありて首を忠常の從者に賜ふ。尋いで頼信の功を賞し河内守に任じ、從四位下に敍し昇殿を聽さる。忠常の子常將常延の罪を許し、上總介維時老病を以て職を辭せしかば、藤原時重を替任し、下總守爲頼の功を賞して重任とし、各其の國を治めしむ。此の亂前後四年に亙り始めて平ぎしを以て房總三國の地は人民逃散して耕作するものなく、婦女子の飢餓に迫りて死するもの多く、荒廢慘憺たりしと云ふ。

亂後の源平二氏　頼信一たび忠常の亂を平げ威信を關東に布きしより、從來關東に最も勢力ありし平氏も、源氏の下風に隨ふの止むなきに至り、殊に頼信の子頼義、其の子義家、前九年後三年の役に奥羽を平定してより威名益〻高く、平氏の一族は勿論、坂東の諸豪族皆之に服從するに至れり。忠常の子常將は赦されて家を繼ぎ、上總介となりて其の國に居住し頼信頼義に服從す、永承年中頼義に從つて奥州を征し軍功を建つ。其の子常長下總權介兼武藏押領使たり、康平中頼義に從ひ安倍貞任を討じ、海東將軍となりて功を建つ。其の子常兼武略あり、義家に從つて、清原武衡家衡を攻めて功あり、後下總上總介となり、上總大椎に居して民戸殷富なり。常兼二子あり、長を常重と云ふ、父の後を繼ぎ下總權介となり、兼ねて同國の檢非違所々務に與かる、大治元年同國千葉城に移り住む。次を常家と云ふ上總權介となり、同國長柄郡一宮に居住す。これより常重の子孫を千葉氏と稱し、常家の子孫を上總氏と稱す、子孫繁衍して房總三國に滿ち關東に勢力を振へり。

第五節　前九年役・後三年役と房總

安倍賴時及ひ貞任の叛　長元の亂後直接房總の地に起りし事にあらざれども、最も影響を受けたるは前九年・後三年の兩役とす。前九年役は陸奥の豪族にして俘囚の長たる安倍賴時祖父忠賴以來の威名を恃み、陸奥六郡を横行して賦役を納めざりしに起る。後冷泉天皇の永承中國司藤原登任之を討ちて敗績す、朝廷依りて源賴義をして之を討平せしめしが、賴義陸奥に下りし時會、大赦ありて其の罪を許さる、賴時大に喜びて賴義に服事す。賴義の任滿ちし日藤原光貞の營を侵して人馬を殺傷せしものあり、探知するに賴時の子貞任なり、賴義大に怒り貞任を捕へて罪せんとす賴時乃ち一族子弟を集めて反す。天喜四年七月賴義勅を奉じ坂東の兵を發して之を討す、上總千葉兩氏房總の兵を率ゐてこれに從ふ。既にして賴時は敗死せしも其の長子貞任驍勇にして降らず、賴義步騎數萬を以て戰ひしが互に勝敗ありて容易に平ぐること能はず。遂に出羽の豪清原武則の援を得て、康平五年攻めて其の根據を覆し貞任等を斬る。宗任・家任等來り降り餘黨皆平ぐ、兵を用ふること前後九年の久しきに及べり。

清原氏の叛　清原武則賴義を助け貞任を平げし功によりて鎭守府將軍となり、其の族强大となれり。其の子に武貞・武衡あり、武貞家を嗣きて其の子眞衡に傳ふ。是より先き、武貞藤原經清の妻を納れて家衡を生み、經清の子清衡も母に從ひて武貞に養はる、時に眞衡は安倍氏の舊領陸奥六郡を領して勢益〻大となり、門族自ら臣僕となる。然るに眞衡子なかりしを以て、平安忠の子成衡を養ひて子とし、源賴義の女を聘して之に配す。眞衡の姑夫吉彥秀武出羽より來賀す、眞衡客と碁を圍み秀武を顧みず、秀武憤り歸りて遂に之に背く、眞衡大に怒りてこれを討す。秀武使を遣して武衡・家衡・清衡と結ぶ。應德三年源義家陸奥守となるに及びて、坂東の兵を以て眞衡を援けて秀武等を攻む、上總住人平常兼忠常曾孫義家に從つて功あり。既にして秀武・清衡降を請ひしも、家衡武衡險に據りて勢尙盛んなり、義家秀武の謀を用ひて持久の策を取り、寬治元年十一月遂に家衡等を斬る。義家奏して官符を請ふ、朝議私鬪として之を下さず、從つて其の功を賞せざりしを以て、義家私資を投じて將士を賞す。故を以て關東武士をして寧